

<資 料>

# 戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

—— 代言人・弁護士の履歴書 ——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増 田 修

## 目 次

- 第1 はじめに
  - 第2 参考文献
  - 第3 代言人名簿
  - 第4 弁護士名簿
    - 1～10 (以上, 『修道法学』第43巻第1号)
    - 11～ (以下, 『修道法学』第43巻第2号以下)
  - 第5 広島法律学校出身者名簿
  - 第6 弁護士法制略史
  - 第7 増田修著作目録
  - 第8 おわりに
- ## 索 引
- 第1 番号順代言人氏名
  - 第2 番号順弁護士氏名
  - 第3 番号順広島法律学校出身者氏名

## 第1 はじめに

筆者は、平成15(2003)年2月、東京から生まれ故郷の広島に帰り、同年3月、第二東京弁護士会から広島弁護士会に登録換した。その際、広島弁護士会から配布されたのが、会誌編集委員会編『広島弁護士会史』(広島弁護士会発行・1986年7月)である。その内容は戦後編であり、「昭和二〇年八月六日の原爆で、…弁護士会も灰燼に帰し、貴重な先達の資料はすべて焼失してしまった」として、戦前編を編集する予定はないという。

そこで、第2次世界大戦前の広島代言人組合・同弁護士会およびその組合員・会員の活動を、復元しようと思い立ち、『広島新聞』、『芸備日報』、『芸備日日新聞』、『中国新聞』、『中国法律新報』、『日本弁護士協会録事』、『法曹公論』、『正義』、『法曹会雑誌』、『法律新聞』、『法律新報』、『官報』などに掲載された関係資料を調査・収集した。そして、次の著作を順次発表した。

- 1 「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」(『修道法学』第28巻第1号, 2005年9月)
- 2 「広島代言人組合沿革誌 附・広島始審裁判所の官許代書人」(『修道法学』第28巻第2号, 2006年2月)
- 3 「広島弁護士会沿革誌 (1) 明治編 附・「代書人取締規則」(明治36年広島県令第102号)に基づく代書人組合」(『修道法学』第31巻第1号, 2008年9月)
- 4 「広島弁護士会沿革誌 (2) 明治編・続 附・「代書人取締規則」(明治36年広島県令第102号)に基づく代書人組合」(『修道法学』第32巻第1号, 2009年9月)
- 5 「広島弁護士会沿革誌 (3) 大正編」(『修道法学』第33巻第1号, 2010年9月)
- 6 「広島弁護士会沿革誌 (4) 昭和編・上」(『修道法学』第34巻第2号, 2012年2月)
- 7 「広島弁護士会沿革誌 (5) 昭和編・中」(『修道法学』第35巻第2号, 2013年2月)
- 8 「広島弁護士会沿革誌 (6) 昭和編・下」(『修道法学』第36巻第2号, 2014年2月)

そして、最後の「広島弁護士会沿革誌 (6) 昭和編・下」の「六 おわりに」において、広島の代言人・弁護士に関する資料も収集したので、「広島における代言人・弁護士列伝」を編集したいと記した。

しかし、それは一旦中断して、筆者が調査・編集責任者となって進めていた『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』の共同研究「我が国で

行われた陪審裁判」の本格的な全国調査、すなわち「広島控訴院管内における陪審裁判」の調査・編集を終わっていたので、次の「大阪控訴院管内における陪審裁判」の調査に入った。大阪・東京・名古屋・長崎・仙台・札幌各控訴院管内と順次に調査をして、陪審裁判資料の調査・収集成果は、平成31（2019）年2月「資料集 我が国で行われた陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」（『修道法学』第41巻第2号、2019年2月・付録DVD）として発表し、共同研究は完結した。

その中には、次のような、広島地方裁判所において行われた陪審裁判（弁護士は殆ど広島 of 弁護士）の資料集がある。

- 9 「広島における陪審裁判（1）——昭和初期 of 芸備日日新聞・中国新聞 of 報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第29巻第2号、2007年2月）
- 10 「広島における陪審裁判（2）——昭和初期 of 芸備日日新聞・中国新聞 of 報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」（『修道法学』第30巻第1号、2007年9月）
- 11 「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」（『修道法学』第33巻第2号、2011年2月）
- 12 「広島における陪審裁判（3）補遺——問書、説示、陪審制度実施 of 感想および司法省陪審宣伝並各地法況から見る陪審裁判——」（『修道法学』第34巻第1号、2011年9月）
- 13 「我が国で行われた陪審裁判 of 実像——<sup>広島</sup><sub>大阪</sub>控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期 of 資料に基づく実証的研究——」（『修道法学』第37巻第1号、2014年9月）

しかし、戦前 of 代言人・弁護士について、「列伝」を編集するのに十分な資料を調査・収集することは難しく時間もかかるので、戦前期広島 of 代言人・弁護士全員の履歴を調査した名簿 of 作成を目指した。このような経緯で、この名簿には、①明治期・大正期・昭和戦前期にかけて、広島地方裁判所検事局 of 弁護士名簿に登録して広島弁護士会に加入した弁護士（217名、

内38名は広島の代言人から広島地方裁判所検事局に弁護士登録)、②他の都道府県の地方裁判所検事局の弁護士名簿に登録してその地の弁護士会に加入したまゝ、広島にも法律事務所を設けて弁護士活動をした弁護士(7名)、および③広島地方裁判所検事局の弁護士名簿に登録しながら広島弁護士会に加入しなかった弁護士(6名)、ならびに④広島で免許代言人として代言人活動をしたが広島の弁護士にならなかった者(広島の代言人70名中広島の弁護士にならなかった32名)について、原則として広島における免許順・登録順・事務所設置順に、その履歴を収録した(合計217+7+6+32=262名)。それに加えて、広島法律学校出身者で弁護士・判事・検事となった者(11名中、広島の弁護士とはならなかった6名)の履歴も収録した(全合計262名+6名=268名)。

## 第2 参 考 文 献

参考文献の主なものは、次の通りである。以下、括弧内のように省略(例えば、1『訴訟代言住所人名録』を「代言住所人名録」と省略する)して表記する。

- 1 村松要次郎編『訴訟代言住所人名録』(村松要次郎・商弘所発売・1882年1月), (「代言住所人名録」)
- 2 山田耕造編『日本全国代言人姓名録』(山田五郎・局外舎発売・1884年4月), (「全国代言人姓名録」)
- 3 山本光稔編『日本帝国代言人姓名録 付録・法律学士姓名録』(山本光稔・文源堂発売・1887年6月), (「帝国代言人姓名録」)
- 4 磯野新編『帝国弁護士法及附属令・帝国弁護士録』(磯野新・東洋社蔵版・1893年7月), (「帝国弁護士録」)
- 5 坂本武治編『東京法学院院友会会員名簿』(坂本武治・1896年9月), (「東京法学院院友会会員名簿」)
- 6 三島駒治編『九大法律学校大勢一覧 附 現行試験規則及問題集』(東京法友会・1898年4月), (「九大法律学校大勢一覧」)

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（1）

- 7 田中重策編『日本現今人名辞典』第3版（日本現今人名辞典発行所・1903年2月）、（「現今人名辞典」）
- 8 成瀬麟・土屋周太郎編『大日本人物誌』（八紘社・1913年5月）、（「大日本人物誌」）
- 9 『広島県会市部会郡部会沿革誌』（広島県治課、1913年5月）（「広島県会沿革誌」）
- 10 徳永初編『広島商工興信録』（広島興信所・1914年6月）、（「広島商工興信録」）
- 11 奥平昌洪『日本弁護士史』（有斐閣書房・1914年11月）、（「日本弁護士史」）
- 12 手島益雄『広島県百人物評論』（日本電報通信社名古屋支局・1915年6月）、（「広島県百人物評論」）
- 13 角田廣司編著『在朝鮮内地人紳士名鑑』（朝鮮公論社・1917年6月。後に『日本人物情報大系』第72巻、皓星社・2001年7月に収録）（「在朝鮮内地人紳士名鑑」）
- 14 大野音次郎編『広島県紳士名鑑』（国民教育普及社・1917年12月）、（「広島県紳士名鑑」）
- 15 中江誠一『広島市発展之使命者百二十傑伝』（水野藤九郎・1921年1月）、（「広島市百二十傑伝」）
- 16 藤木潺溪編『広島県人物評伝』（広島通信社・1923年8月）、（「広島県人物評伝」）
- 17 加藤紫泉『新代議士名鑑』（国民教育会・1924年7月。後に『政治家人名資料事典』第2巻・日本図書センター・2003年11月に収録）、（「新代議士名鑑」）
- 18 藤木潺溪編『広島県人物評伝』続編（広島通信社・1925年4月）、（「広島県人物評伝続」）
- 19 「市会議員一覧表」（『広島市史』第4巻、広島市役所・1925年12月。後に、名著出版復刻版・1972年12月に収録）、（「広島市史」第4巻）
- 20 鈴木豊重『中央大学史』（中央大学史編纂部・1927年9月）（「中央大学史」）
- 21 中国新聞社編『巨人新人』（中国新聞社・1928年12月）、（「巨人新人」）
- 22 越智剛二郎編『広島県誌』（自治調査会・1932年7月）、（「広島県誌」）

- 23 勝田一編『帝国大学出身名鑑』（校友会調査会・1932年12月。後に『帝国大学出身人名辞典』第1巻～第3巻、日本図書センター・2003年3月として復刻）、（「帝国大学出身名鑑」）
- 24 『尾道大鑑』（尾道大鑑編輯所・1933年9月）、（「尾道大鑑」）
- 25 福間一郎編『広島県紳士録』（西日本興信所・1933年9月）、（「広島県紳士録」）
- 26 岩田勘一編『日本弁護士大鑑』（大阪新報社・1936年3月）、（「日本弁護士大鑑」）
- 27 大植四郎編『国民過去帳』明治之巻（尚古房・1935年12月。後に、『明治過去帳』、東京美術・1971年11月として復刻）、（「国民過去帳」）
- 28 「明治大学卒業生一覧」（『明治大学一覧』、明治大学・1937年11月）（「明治大学一覧」）
- 29 司法省編『司法沿革誌』（法曹会・1939年10月）、（「司法沿革誌」）
- 30 伊藤虎次郎編『帝国大学大観・学士大観』（帝国大学学友会・1939年12月。後に『帝国大学出身人名辞典』第4巻、日本図書センター・2003年3月として復刻）、（「帝国大学大観」）
- 31 手島益雄『広島県先賢伝』（東京芸備社・1943年7月。後に、手島益雄『広島県先賢伝』広島県人名辞典・附録、歴史図書社・1976年1月に収録）、（「広島県先賢伝」）
- 32 『司法大観』昭和32年1月1日現在（法曹会・1957年7月）、（「司法大観」昭和32年）
- 33 市原成臣編『新日本人物大観』広島県版（人事通信社広島支局・1959年4月）、（「新日本人物大鑑」広島県版）
- 34 「広島市要職一覧 歴代広島区長略歴・歴代広島市長略歴・歴代市議会議長略歴・歴代広島市助役氏名・歴代広島市議会議員氏名・歴代名誉職広島市参事会員氏名」（『新修広島市史』第7巻・資料編その2、広島市役所・1960年3月）、（「新修広島市史」第7巻）
- 35 「県会議員累年表」（『広島県議会史』第2巻～第6巻、広島県議会、1960年5月・1962年2月・1963年5月・1964年5月・1965年5月）、（「広島県議会史」）

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

- 36 法曹公論社編『日本弁護士大観』(国際聯合通信社・1962年12月), (「日本弁護士大観」)
- 37 『統司法沿革誌』(法務大臣官房司法制度調査部・1963年3月。他に, 最高裁判所事務総局・1963年1月版), (「統司法沿革誌」)
- 38 「歴代県会正副議長一覧」(『広島県議会史』第6巻, 広島県議会・1965年5月), (「広島県議会史」第6巻)
- 39 『会報』第1号～第61号(広島弁護士会・1966年1月～1996年8月)(「会報」)
- 40 『法務沿革誌』第1巻～第3巻(法曹会, 1967年3月・1974年10月・1979年5月), (「法務沿革誌」)
- 41 『司法大観』昭和42年1月1日現在(法曹会・1967年7月), (「司法大観」昭和42年)
- 42 『裁判所沿革誌』第1巻～第3巻(法曹会, 1968年4月・1969年3月・1978年7月), (「裁判所沿革誌」)
- 43 『日本公証制度沿革史』(日本公証人連合会・1968年5月), (「公証制度沿革史」)
- 44 「1歴代市議会議長 2歴代市議会副議長 3歴代市議会議員」(『概観 広島市議会史』, 広島市議会事務局・1971年3月), (「概観広島市議会史」)
- 45 「1歴代の議長 2歴代の副議長 3議員名簿 5参事会員及び各種委員名簿」(『福山市議会史』第5巻・資料編, 福山市議会史編纂委員会・1975年6月), (「福山市議会史」第5巻)
- 46 『全国弁護士大観』(法曹公論社・1977年6月), (「全国弁護士大観」昭和52年)
- 47 『全国弁護士大観』別冊追録(法曹公論社・1978年10月), (「全国弁護士大観」追録)
- 48 兼井亮「20人の広島市長 市制施行から80年」(『中国新聞』夕刊, 中国新聞社, 1979年3月5日～10・12・13・15～17・19・20・23・24・26・28～31日), (「20人の広島市長」)
- 49 椎木緑司「広島弁護士会小史」(『会報』第30号・創立100周年記念特集号, 広島弁護士会・1981年2月), (「広島弁護士会小史」)
- 50 「行政科試験(文官高等試験)合格者」(戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦

- 前期日本官僚制の制度・組織・人事』, 東京大学出版会・1981年11月), (「戦前期日本官僚制」)
- 51 市川太一「広島県選出帝国議会衆議院議員の経歴」(『修道法学』第5巻第1号・1982年6月。後に, 市川太一『広島の代議士』広島修道大学研究叢書・第71号, 広島修道大学総合研究所・1992年11月に収録), (「広島県衆議院議員の経歴」)
- 52 『日本の歴代市長——市制施行百年の歩み——』第3巻(歴代知事編纂会・1985年5月), (「日本の歴代市長」)
- 53 「資料編 先進(物故)会員を偲ぶ——座談会——」(会史編集委員会編『広島弁護士会史』, 広島弁護士会・1986年7月), (「広島弁護士会史」昭和61年)
- 54 『呉市史』第5巻(呉市役所・1987年3月), (「呉市史」第5巻)
- 55 手塚豊「司法省法学校小史」(『明治法学教育史の研究』手塚豊著作集・第9巻, 慶應通信・1988年3月。以前に, 「司法省法学校小史——続々・明治法制史料雑纂(四)~(六)——」〔『法学研究』第40巻第6号・第7号・第11号, 1967年6月・7月・11月〕に発表), (「司法省法学校小史」)
- 56 『議会制度百年史』衆議院議員名鑑(大蔵省印刷局・1990年11月), (「衆議院議員名鑑」)
- 57 『日本法曹界人物事典』第1巻~第5巻〔司法編〕, ゆまに書房・1995年8月(第1巻『帝国法曹大観』, 帝国法曹大観編纂会・1915年11月, 第2巻『帝国法曹大観』改訂増補, 帝国法曹大観編纂会・1922年11月, 第3巻御大礼記念『帝国法曹大観』改訂第3版, 帝国法曹大観編纂会・1929年3月, 第4巻『大日本法曹大観』, 国民社・1936年10月, 第5巻『大日本司法大観』, 大日本司法大観編纂所・1940年7月の復刻版), (「法曹界人物事典」I~V)
- 58 『近代日本社会運動史人物大辞典』第1巻~第5巻(日外アソシエーツ・1997年1月)(「社会運動史人物大辞典」)
- 59 「1 歴代議長・副議長一覧 2 歴代市会議員一覧 3 歴代市長・助役・収入役一覧」(『尾道市議会100年史』資料編, 広島県尾道市議会・1998年3月)(「尾道市議会100年史」資料編)
- 60 「中央大学卒業生」(『中央大学史資料集』第17集~第27集, 中央大学入学セン



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（1）

ター事業部・1999年5月～2015年3月），（「法学新報」）

- 61 「歴代市議会議長・副議長」（『広島市議会史』昭和（戦後）編，広島市議会・2000年3月），（「広島市議会史」昭和編）
- 62 『誠之館人物誌』（福山誠之館同窓会・2004年12月），（「誠之館人物誌」+WEB）
- 63 松本哲泓『代言人事典』（ユニウス・2016年11月），（「代言人事典」）
- 64 松本哲泓『明治法曹履歴事典分冊』第1号～第33号（香里園松本法律事務所・2018年12月～2020年2月，改訂版は第1号～第11号・2020年4月現在），（「明治法曹履歴事典」）
- 65 『人事興信録』第1版～第15版（人事興信所・1903年4月～1948年9月），（「人事興信録」）
- 66 『大衆人事録』第1版～第3版・第5版・第10版～第14版（帝国秘密探偵社・1925年12月～1930年7月・1932年6月・1934年11月～1943年11月，第1版は『現代人事調査録』という名称），（「大衆人事録」）
- 67 「日本弁護士名簿」（『日本弁護士協会録事』号外，日本弁護士協会・1899年8月～1943年8月。明治34年・大正11年・大正12年欠号）。注，大正15年8月号からは『法曹公論』号外，昭和17年6月号・昭和18年5月号は大日本弁護士連合会発行，（「名簿」）
- 68 「日本全国弁護士名簿」（『正義』号外，帝国弁護士会・1927年8月・1933年8月～1937年8月），（「全国名簿」）
- 69 「叙任辞令」（『法曹会雑誌』第5巻第1号～第22巻第3号，法曹会・1927年1月～1944年3月。注，昭和2年は「会員の異動」という名称），（「法曹会雑誌」）
- 70 『履歴書』（明治28年改綴，尾道始審裁判所旧蔵），（「尾道履歴書」明治28年）
- 71 『履歴書綴』（明治29年度～大正元年度，尾道区裁判所旧蔵），（「尾道履歴書」明治29年以降）
- 72 『官吏進退』（明治19年～明治25年・司法省，国立公文書館所蔵）（「官吏進退」）
- 73 『官員進退』（『府県史料広島』18～30・明治8年～明治15年，国立公文書館所蔵）（「官員進退」）
- 74 『訴状受取録』（明治7年～明治10年の「訴状受付簿」。事件番号，事件名，原

被告名および住所, 原告代理人名, 事件処理の結果を記載。広島地方裁判所蔵, 現在は国立公文書館所蔵) (「訴状受取録」)

- 75 『民事判決原本』(明治10年頃～明治23年末頃, 国際日本文化研究センター所蔵データベース), (「□□裁判所」裁判年月日)
- 76 『広島新聞』(明治10・11・30～明治13・4・4), 『広島日報』(明治12・7・8～明治15・5・5), 『芸備日報』(明治15・9・1～明治17・12, 明治19・1・30～明治21・6・30), 『芸備日日新聞』(明治21・7・1～昭和14・12・29), 『中国新聞』(明治25・5・5～昭和20・8・15)
- 77 『中国法律新報』第1号～第16号(明治40・1・25～明治41・5・25), 第18号～第23号(明治41・8・5～明治41・12・25), 第25号～第33号(明治42・1・25～明治42・10・25), 第35号～第39号(明治43・1・1～明治43・5・25), (「中国法律新報」)
- 78 『会員名簿』第4号(広島弁護士会・昭和13年度改。原爆被災せず, 広島弁護士会唯一の残存資料), (「会員名簿」第4号)
- 79 神田静雄編「履歴書」(『先進会員名簿』広島弁護士会・神田弁護士の未完成作品), (「先進会員名簿」)
- 80 『日本弁護士協会録事』, 『法曹公論』(日本弁護士協会), 『正義』(帝国弁護士会), 『法曹会雑誌』(法曹会), 『法律新聞』, 『法律新報』, 『官報』

### 第3 代 言 人 名 簿

明治9年

**01 満野順一** 「事務所」広島猿楽町207番邸寄留(「広島県裁判所」明治10・3・15), 広島県第1大区8小区安芸国沼田郡広瀬村777番屋敷寄留(「広島新聞」明治11・10・3)

長崎・士族(「広島新聞」明治11・10・3), 明治9年8月代言人・広島免許(「日本弁護士史」大正3年), 明治11年9月裁庭申渡・除族・答40・代言人除名(「広島新聞」明治11・10・3)

「片々たる評伝」「裁庭記事」明治十一年九月廿六日申渡 広島県第一大

区八小区安芸国沼田郡広瀬村七百七拾七番屋敷寄留長崎県第三十八大区三小区肥前国藤津郡谷所村千三百六十六番同居士族満野潜長男代言人満野順一 其方儀原告石井與三次ヨリ被告岡崎八太郎ニ掛ル民事訴訟ニ付被告者ノ代言ヲナシ借米若干ヲ抹殺セント謀リ私印ヲ偽造シ偽証書ヲ為リ未タ財ヲ得サル右科ノ内士族タルヲ以一ノ破廉耻甚ヲ重トシ賊盜律詐欺取財条ニ依リ窃盜未得財ニ準シテ論シ仍改正閩刑律ニ照シ除族ノ上笞四十及代言人規則第十四条ニ依リ代言人除名申付ル

広島県第二大区四小区安芸国沼田郡久地村千十二番屋敷平民粟谷群兵衛其方儀満野順一カ偽造セシ印書ヲ知り輒ク同意シ詐偽取財ヲ遂ント謀リタル科賊盜律詐欺取財条ニ依リ窃盜未得財ニ準シテ論シ從タルヲ以テ一等ヲ減シ笞三十申付ル（「広島新聞」明治11・10・3）

**02 原田東三郎** 「事務所」広島県安芸国第1大区8小区広島榎町（「大阪上等裁判所」明治11・4・事件番号明治9年266号），広島区榎町629番次新25番屋敷（「広島裁判所」明治14・5・事件番号484号），広島区榎町58番邸（「広島治安裁判所」明治17・6・事件番号727号，「芸備日報」明治19・5・12），広島市字榎町48番邸（「広島始審裁判所」明治23・4・17）

広島・平民，明治9年8月代言人・広島免許（以上，「帝国代言人姓名録」明治20年），明治18年12月現在・広島代言人組合会長（「官報」明治19・3・23），明治19年5月広島代言人組合会長（「芸備日報」明治19・5・12），明治19年12月現在・広島代言人組合会長（「官報」明治20・2・8），明治21年4月広島代言人組合会長（「芸備日報」明治21・4・20，「官報」明治21・9・8），明治25年10月28日死亡（「官報」明治25・11・8，「芸備日日」明治25・10・30）

「片々たる評伝」明治7年12月10日大阪北洲舎広島支社が設置され，明治8年4月22日閉舎された。玉木市兵衛，吉井護，長岡直夫，原田東三郎らは生徒として入舎した（「大阪弁護士史稿」昭和12年・596～597頁）。

原田は，明治20年3月27日開校式を行った広島法律学校の初代校主である（「芸備日日」明治20・3・29）。

「文献」「広島法律学校沿革誌」（「修道法学」第28巻第1号・平成17年・269頁）

- 03 宮原每太郎** 「弁護士名簿」27・参照
- 04 小林藤三郎** 「事務所」広島細工町寄留（「広島県裁判所」明治10年・事件番号明治9年1549号）、広島県第1大区5小区安芸国沼田郡広島4丁目840番邸（「広島裁判所」明治10・7・11）、広島県第1大区5小区安芸国沼田郡広島天神町887番邸（「広島裁判所」明治11・5・11）  
広島・平民（「広島裁判所」明治10・7・11）、明治9年8月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）  
「片々たる評伝」原告東京府百島由兵衛（原告代言人小林藤三郎）から被告広島県山根次郎に対する貸金催促の詞訟について、原告敗訴の判決全文が「広島新聞」（明治11・8・16、明治11・8・18）に「裁庭記事」として掲載されている。この記事に該当する判決（「広島裁判所」明治11・8・12）は、「民事判決原本データベース」に収録されている（「国際日本文化研究センター」所蔵、簿冊番号40100006・簿冊内番号0014）。（注）小林は、「全国代言人姓名録」（明治17年）、「帝国代言人姓名録」（明治20年）には見えない。
- 05 澤半三郎** 「事務所」広島紙屋町寄留（「広島県裁判所」明治10・3・6）、山口県長門萩勘場町当時広島猫屋町寄留（「広島県裁判所」明治10・4・24）  
嘉永元年7月生、山口・士族、広島県13等出仕、明治8年3月免出仕（以上、「官員履歴」府県史料広島18・国立公文書館）、明治9年8月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）。（注）澤半三郎は、「全国代言人姓名録」（明治17年）、「帝国代言人姓名録」（明治20年）には見えない。  
「文献」「官員履歴」（「府県史料広島」18・明治8年～10年・国立公文書館）
- 06 吉井護** 「事務所」広島小町（「広島県裁判所」明治10・2・28）  
広島・士族（「広島県裁判所」明治10・2・28）、明治9年8月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）。（注）吉井は、「全国代言人姓名録」（明治17年）、「帝国代言人姓名録」（明治20年）には見えない。
- 07 奥本數奇男** 「弁護士名簿」33・参照
- 08 岡謙藏** 「弁護士名簿」01・参照

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

明治10年

- 09 山中正雄** 「弁護士名簿」09・参照
- 10 河端守綱** 「弁護士名簿」22・参照
- 11 喜多英七郎** (「京都始審裁判所」明治21・11・8頃)に改名、英七郎→美朗「事務所」広島県第1大区4小区安芸国沼田郡広島立町414番屋敷(「広島裁判所」明治11・2・12)、御調郡尾道久保町(「尾道始審裁判所」明治15・3・10)、尾道久保町231番地(「尾道治安裁判所」明治18・4・11)、尾道土堂町(「京都始審裁判所」明治20・9・26)、御調郡尾道土堂町429番地当時京都府下京区第14組東高瀬材木町9番戸寄留(「大阪控訴院」明治21・3・9)、下京区第14組東木屋町松原下ル材木町9番戸寄留(「京都始審裁判所」明治21・7・19)、下京区烏丸通高辻上ル大政所町42番戸寄留(「京都治安裁判所」明治22・7・17)、下京区烏丸通高辻上ル大政所町32番戸(「名簿」明治32年)、「電話」1786(「名簿」明治37年)
- 広島・平民、明治10年3月代言人・広島免許(以上、「帝国代言人姓名録」明治20年)、明治18年12月現在・尾道代言人組合会長(「官報」明治19・3・23)、明治19年12月現在・尾道代言人組合会長(「官報」明治20・2・8)、明治20年4月現在・尾道代言人組合会長(「帝国代言人姓名録」明治20年)、明治21年7月現在・代言人・京都(「京都始審裁判所」明治21・7・19)、明治26年5月弁護士登録・京都(「官報」明治26・6・2)、明治39年4月16日登録取消・死亡(「官報」明治39・4・21)
- 12 神原益治郎** (通称、益次郎)「事務所」広島県第17大区7小区備後国沼隈郡浦崎村316番屋敷(「広島裁判所」明治10・7・10)、広島区4丁目(「大坂上等裁判所」明治13・3・29)、沼隈郡浦崎村365番邸(「広島始審裁判所」明治23・3・19)
- 広島・平民(「広島始審裁判所」明治23・3・19)、明治10年3月代言人・広島免許(「日本弁護士史」大正3年)。(注)神原は、「全国代言人姓名録」(明治17年)、「帝国代言人姓名録」(明治20年)には見えない。
- 「片々たる評伝」神原は、明治23年頃まで、酒造業を営みながら、代人あるいは本人として訴訟をしていた。
- 13 原田哲藏** 「事務所」広島県第1大区4小区安芸国沼田郡鉄砲屋町510番屋敷

寄留（「広島裁判所」明治10・11・事件番号明治9年40号），広島区下中町1160番邸  
寄留（「広島控訴裁判所」明治15・12・6）

広島・平民（「広島控訴裁判所」明治15・12・6），明治10年3月代言人・広島  
免許（「日本弁護士史」大正3年）。（注）原田は、「全国代言人姓名録」（明治17年），  
「帝国代言人姓名録」（明治20年）には見えない。

**14 石井道**（旧名，周道・周之祐）「事務所」広島県第10大区2小区備後国三原町  
210番屋敷居住当時広島県第1大区5小区安芸国沼田郡広島3丁目640番次1番屋敷  
寄留・石井周之祐（「広島裁判所」明治10・10・13），広島区大手町3丁目76番邸・  
石井道（「広島控訴裁判所」明治18・9・19）

広島・平民，明治10年3月代言人・広島免許（以上，「帝国代言人姓名録」明  
治20年），明治25年1月17日死亡（「官報」明治25・2・3）

「片々たる評伝」石井道の名前は，「日本弁護士史」（大正3年）では「周  
道」，「全国代言人姓名録」（明治17年）では「周之祐」，「帝国代言人姓名録」  
（明治20年）では「道」，「官報」（「官報」明治25・2・3）では「道」とある。

**15 香川齋** 「弁護士名簿」08・参照

**16 玉木市兵衛** 「弁護士名簿」36・参照

**17 長岡直夫** 「事務所」広島県第1大区3小区流川町278番地（「大阪上等裁判所」  
明治9・12・12），山口県周防国吉敷郡山口今市町第30番地寄留（「山口始審裁判所」  
明治15・4・28），山口県長門国赤間関区西端町第70番屋敷寄留（「山口始審裁判所赤間  
関支庁」明治18・9・30），赤間関区西端町55番地寄留（「山口始審裁判所赤間  
関支庁」明治21・4・2），赤間関市大字奥小路町9番屋敷寄留（「赤間関治安裁判  
所」明治22・12・5）

広島・士族，明治10年3月代言人・広島免許（以上，「帝国代言人姓名録」明  
治20年），明治17年1月現在・代言人・山口（「全国代言人姓名録」明治17年），  
明治19年12月現在・赤間関代言人組合会長（「官報」明治20・2・8），明治  
20年6月現在・赤間関代言人組合会長（「官報」明治20・9・3），明治20年  
12月現在・赤間関代言人組合会長（「官報」明治21・2・7），明治21年6月  
現在・赤間関代言人組合会長（「官報」明治21年・9・8），明治21年12月現

増田：戦前期広島のパシラシ名簿（1）

在・赤間関代理人組合会長（「官報」明治22年・3・22），明治25年3月15日死亡（「官報」明治25・4・6）

**18 富田治左衛門**（「富田」とされている判決が多い）「事務所」広島県第1大区4小区安芸国沼田郡広島区袋町953番邸（「広島裁判所」明治10・8・事件番号1152号），広島区袋町953番屋敷（「広島裁判所」明治14・9・6），広島区袋町18番邸（「広島治安裁判所」明治17・6・27，「芸備日報」明治18・7・10）

広島・平民，明治10年3月代理人・広島免許，明治20年4月現在・代理人・広島（以上，「帝国代理人姓名録」明治20年）

「片々たる評伝」「公判」代理人に区費営業割を賦課徴収したるは不当なりとて，当組合代理人諸氏会議をなしたる処，議論二派に分かれ，高田似壠氏外十名は区長を被告取り，当裁判所（広島始審裁判所）へ取戻方請求の訴訟をなさんと云ひ，白根淳六外十一名は県令へ下戻の請求書を出さんと云ひ，双方其意見一致せざるより各々其意見の如くなし，高田似壠氏外十名（注，山口武衛門，宮原毎太郎，富田治左衛門，高田似壠，渡邊又三郎，梅田壯二，岡崎仁三郎，松山廣居，奥本數奇男，高木尉太郎，石井道）は遂に裁庭に持出したり，然るところ審査の末，去十六日左の通り（…営業割金の取戻を請求する権利なし…敗訴判決は省略）公判ありたり（「芸備日報」明治19・3・19）。

この記事に該当する判決（「広島始審裁判所」明治19・3・16）は，「民事判決原本データベース」に収録されている（「国際日本文化研究センター」所蔵，簿冊番号40100018～28・簿冊内番号0018～28）。

**19 寺本國造**「事務所」広島鷹匠町（「広島県裁判所」明治10・4・20），広島区広瀬村（「広島裁判所」明治14・6・22），広島区西9軒町459番邸（「広島治安裁判所」明治15・4・帳簿内番号79），広島区西9軒町61番屋敷（「広島始審裁判所」明治19・7・6）

広島・平民（「広島裁判所」明治14・6・22），明治10年3月代理人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）。（注）寺本は，「全国代理人姓名録」（明治17年），「帝国代理人姓名録」（明治20年）には見えない。

「片々とした評伝」明治18年～21年頃の「民事判決原本データベース」

(「国際日本文化研究センター」)の民事判決書では、寺本は、昭和11年貸金催促訴訟の代言人を1件したのみで、代人をしていた。そして、主として金魚商商舎取締人・活魚商・錦魚商を名乗り、原告として活動している。

**20 山口武衛門** 「事務所」広島区鉄砲町(「広島裁判所」明治12・7・事件番号198号)、広島区鉄砲町267番屋敷(「広島始審裁判所」明治15・3・簿冊内番号71)、広島区鉄砲町235番邸(「広島治安裁判所」明治18・4・11)、広島市字鉄砲町235番邸(「広島区裁判所」明治23・11・15)

広島・平民、明治10年3月代言人・広島免許(以上、「帝国代言人姓名録」明治20年)、明治19年5月広島代言人組合副会長(「芸備日報」明治19・5・12)

「片々たる評伝」明治26年5月1日以降、弁護士名簿に登録した者の中に、山口武衛門は見えない。

**21 河野大一郎** 「事務所」広島県備後国御調郡尾道久保町276番邸寄留(「大坂上等裁判所」明治12・11・2)、御調郡尾道久保町310番屋敷(「尾道治安裁判所」明治18・4・23)、京都府上京区第31組指物町33番戸寄留(「京都始審裁判所」明治21・2・28)、上京区木屋町通2条下上樵木町5番戸内1号寄留(「京都始審裁判所」明治22・7・18)、上京区堺町通2条上ル亀屋町8番戸寄留(「大阪控訴院」明治24・1・24)

広島・平民、明治10年3月代言人・広島免許(以上、「帝国代言人姓名録」明治20年)、明治17年1月現在・尾道代言人組合会長(「全国代言人姓名録」明治17年)、明治20年6月現在・尾道代言人組合会長(「官報」明治20・9・3)、明治26年5月弁護士登録・京都(「官報」明治26・6・2)、明治32年8月4日登録取消・死亡(「官報」明治32・8・14)

## **22 山田誓之助**

明治10年3月代言人・広島免許(「日本弁護士史」大正3年)。(注)山田は、「全国代言人姓名録」(明治17年)、「帝国代言人姓名録」(明治20年)、「民事判決原本データベース」(「国際日本文化研究センター」所蔵)に見えない。

**23 渡邊又三郎** 「弁護士名簿」13・参照



増田：戦前期広島の弁護士名簿（1）

明治11年

**24 天野鐵輔** 「弁護士名簿」38・参照

**25 結城勝** 「事務所」広島区新川場町（「広島区裁判所」明治14・3・14）、広島区鉄砲屋町506番屋敷（「広島始審裁判所」明治15・5・17）、三次郡上里村（「三次治安裁判所」明治16・6・25）、三次郡上里村500番邸（「三次治安裁判所」明治18・11・21）、広島区鷹匠町7番邸（「三次治安裁判所」明治19・3・20）

広島・平民（「広島裁判所」明治14・6・28）、明治11年1月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）。（注）結城は、「全国代言人姓名録」（明治17年）、「帝国代言人姓名録」（明治20年）には見えない。

**26 岩田彌太之輔** 「事務所」広島区大須賀村1227番邸（「大坂上等裁判所」明治12・10・27）、広島区大須賀村104番屋敷（「広島始審裁判所」明治18・6・17）

天保10年9月生（「官員履歴」府県史料広島18・国立公文書館）、広島・士族、明治4年10月広島県史生出仕・刑律断獄係、明治4年11月広島県被廢、明治5年2月等外3等・聴訟課ニ遷ル、明治5年7月広島県15等出仕（以上、「官員辞令書」府県史料広島20・国立公文書館）、…明治8年4月任広島県権少属、明治8年5月聴訟課中聴訟係専務、明治8年8月三次加茂両郡へ差遣、明治8年12月広島県5等警部、明治9年2月広島県4等警部、明治9年7月第1大区出張所詰、明治10年1月依願免本官（以上、「官員履歴」府県史料広島18・国立公文書館）、明治11年1月代言人・広島免許（「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治17年1月現在・広島代言人組合会長（「全国代言人姓名録」明治17年）

「片々たる評伝」岩田彌太之輔は、明治26年5月以降の弁護士名簿登録者中には見えない。

「文献」「官員履歴」（「府県史料広島」18・明治8年～10年・国立公文書館）、「立庁以来官員任解進退辞令書」（「府県史料広島」20・明治4年～7年・国立公文書館）

**27 二宮豊三郎** 「事務所」広島鉄砲屋町502番屋敷（「広島新聞」明治11・6・9、「広島始審裁判所」明治15・1・18）

広島・平民（「広島治安裁判所」明治17・9・17）、明治11年1月代言人・広島

免許（「日本弁護士史」大正3年），明治11年6月裁判宣告・答20（「広島新聞」明治11・6・9），明治17年1月現在・代言人・広島（「全国代言人姓名録」明治17年），明治17年病氣死亡（「広島始審裁判所」明治17・5・11，「広島治安裁判所」明治17・9・17）

「片々たる評伝」「裁判宣告」鉄砲屋町五百二番屋敷平民代言人二宮豊三郎なる者は、藤木勘兵衛より代言を頼まれ、有江政五郎代書する訴状本人名の下へ他の白紙に押捺し勘兵衛実印の印影を切り取り糊付たるを知らず差出せし後、其顛末を政五郎より承知しながら包蔵して願下けせんとするも、事已に発覚するの後なるを以て、雑犯律不応為軽に問ひ、懲役三十日情を量り一等を減じ答二十を申付られましたが、豊三郎氏は素より免許代言人なれば、法律杯の事は何角篤と五存知の筈じゃよ（「広島新聞」明治11・6・9）。

**28 稲垣五郎** 「事務所」広島区大手筋2丁目講法館（「広島新聞」明治11・7・23，明治12・1・10），広島区的場町（「広島新聞」明治12・1・10）

広島・士族，安政4年9月（以上，「官員履歴」千葉県史料40冊・明治6年～18年・国立公文書館），明治8年6月広島師範学校下等課卒業（「広島県師範学校一覽」大正7年・49頁），…明治11年7月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）…，明治13年8月御用掛・准判任，明治14年2月千葉県8等警部，明治14年11月兼任検事補・司法省，明治15年4月専任検事補・司法省，明治15年4月依願免本官，明治15年4月警部兼7等属（以上，「官員履歴」千葉県史料40冊・明治6年～18年），明治16年1月現在・千葉県警察本署在勤・警部（「千葉県職員録」明治16年1月改），明治16年11月免兼官（「官員履歴」千葉県史料40冊・明治6年～18年），明治17年2月現在・木更津警察署在勤・警部（「千葉県職員録」明治17年2月改），明治18年9月現在・茂原警察署長（「千葉県職員録」明治18年9月改），明治19年7月現在・八日市場警察署長兼銚子警察署長（「職員録」乙・明治19年），明治21年3月現在・銚子警察署長（「職員録」乙・明治21年），明治22年6月現在・木更津警察署長（「千葉県職員録」明治22年6月改），明治25年1月現在・北条警察署長（「職員録」乙・明治25年），

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（1）

明治27年2月現在・千葉警察署長（「千葉県職員録」明治27年12月改），明治28年11月現在・松戸警察署長（「職員録」乙・明治28年），明治29年6月現在・広島県警察部保安課警部，明治29年6月広島県警察部保安課長心得（以上，「芸備日日」明治29・6・30），明治30年11月呉警察署長（「芸備日日」明治30・11・3），明治32年5月～明治40年8月甲奴郡長（「芸備日日」明治32・5・4，「職員録」乙・明治33年～明治40年），明治40年8月安佐郡長・4級俸下賜（「広島県安佐郡報」第12号・明治44年9月，「官報」明治40・8・26），明治41年11月休職・安佐郡長（「中国新聞」明治41・12・3，「芸備日日」明治41・12・4），明治41年11月退官・安佐郡長（「広島県安佐郡報」第12号・明治44年9月），明治42年7月韓国新義州警察署長（「芸備日日」明治42・7・10），…大正3年8月死亡（「芸備日日」大正3・8・19夕）

「片々たる評伝」「代言広告」講法館々員中広島裁判所代言免許を得たる者（注，稲垣五郎）あるに付，他の館員数人相議して免許代言人を補助し，平素本館に於て講究せし學術を実施し，以て各詞訟者をして其枉屈を伸暢し其権理を保全せしむるが為め新に本館内に代言部を設けたるに付，何人たるを択はず代言を依頼せんと為す者は土曜日を除くの外，毎日午後一時より五時迄の時限内に来館ある可し，但講法館に於て無謝礼研究を為すは是迄の通り。第一大区五小区六丁目元嶺雲院水楼 講法館（「広島新聞」明治11・8・16）

明治十二年一月十日，講法館は代言部を廃止したので，稲垣は広島区的場に代言事務所を開設した（「広島新聞」明治12・1・10，明治12・5・11）。

稲垣は，明治41年11月30日，文官分限令第11条第1項第4号（官庁事務の都合に依り必要なる時）に依り休職を命ぜられた（「中国新聞」明治41・12・3，「芸備日日」明治41・12・4）。原因の重なるものは「同人は平素酒癖ありて兎角郡吏及郡民との衝突を惹起せしこと往々ありし」という（「芸備日日」明治42・12・3）。

29 長屋謙二 「弁護士名簿」34・参照

30 和田詫美 「弁護士名簿」26・参照

**31 三木盛之助** 「事務所」広島県第1大区6小区芸芸国沼田郡弥生町1565番屋敷（「広島裁判所」明治11年・事件番号64号）

広島・士族（「広島裁判所」明治11年・事件番号64号），明治11年7月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）（注）三木は，「全国代言人姓名録」（明治17年），「帝国代言人姓名録」（明治20年）には見えない。

「片々とした評伝」三木盛之助は，「民事判決原本データベース」（国際日本文化研究センター所蔵）では，原告代言人としてとしての訴訟が，1件（貸金催促の訴訟）だけ出てくる。

**32 山田藤太郎** 「事務所」広島県備後国三次郡上里村寄留（「三次治安裁判所」明治16・6・9）

広島・平民（「三次治安裁判所」明治16・6・9），明治11年7月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）。（注）山田は，「全国代言人姓名録」（明治17年），「帝国代言人姓名録」（明治20年）には見えない。

「片々とした評伝」山田藤太郎は，「民事判決原本データベース」（国際日本文化研究センター所蔵）では，広島における裁判としては，1件（貸金請求の詞訟 身代限）だけ，原告（代人がついている）としての訴訟が出てくる。

**33 白根淳六** 「事務所」広島県第15大区3小区備後国恵蘇郡新市村334番邸（「三次区裁判所」明治10・10・9），広島区大手町2丁目539番邸（「芸備日報」明治16・9・25），広島区大手町2丁目51番地（「広島控訴裁判所」明治18・4・20），「呉港出張所」広島県呉港和庄村596番邸岡本清兵衛方（高田似壠「出張所」と共同）（「芸備日報」明治20・5・11）

広島・平民，明治11年7月代言人・広島免許（以上，「帝国代言人姓名録」明治20年），明治22年4月広島代言人組合副会長（「芸備日日」明治22・4・23），明治22年6月広島市議会議員（「新修広島市史」第7巻・明治35年），明治23年5月広島県議会議員（「広島県議会史」第2巻・昭和35年），明治23年12月29日死亡議員在任中（「官報」明治24・1・16）

「片々たる評伝」「代言議会祝詞 其六」魚肉ノ宰烹ニ於ル塩梅其度ニ適セザレハ則チ喰フニ味ナシ琴瑟ノ彈奏ニ於ル緩急其調ニ諧ハザレハ則チ聴

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

ニ妙ナシ凡ソ壤面万事尽ク之ニ依サルハナシ然リ而テ其最モ要ナルハ人間社会ノ成立ニシテ其調度ヲ得ルヤ最モ難シ蓋シ社会日途タル之ヲ善良ニ之ヲ高尚ニ至開至明ノ地ニ達スルニアルノミ若シ其度ヲ得サルモノハ是レ政府人民ノ間塩梅其度ヲ失シ緩急其調ヲ誤ルニ生ズ豈慎マザル可ケンヤ蓋シ我カ政体ノ鞏固ナルハ盤石ノ如ク人民ノ安全ナルハ泰岳ニ比シク其道ヲ誤ラズ官民其度ヲ得タルノ目今ナレバ曩ニ明治九年代言人規則ヲ頒布セラレ今又本年五月改正成規ヲ布達セラレタリ因テ今回県下広島集産場楼上へ同盟各員参会団結以テ法令ヲ遵奉シ同盟議會ヲ開クノ式ヲ執行ス之レ未曾有ノ盛事ニシテ同盟各員ト共ニ祝セザル可ケンヤ賀セザル可ケンヤ予モ亦其末列ニ班スルヲ得タリ何ノ幸栄カ之ニ若カサルベケンヤ我職ノ重任タルヤ法令ヲ尊ビ成規ヲ守リ權利ヲ保全シ枉屈ヲ伸暢シ其任ノ義務ヲ負ヒ自治ノ精神ヲ全カラシムルハ豈ニ相愛シ相護ルノ念ナカランヤ況ンヤ同一主義ノ其間ニ存スルモノアルニ於テヨヤ然リト雖トモ其任ニ耐ヘ其任ヲ尽サ、ルハ恰モ彈奏其調ニ諧ハサルカ如シ苟モ其任ヲ託セラレ其功ヲ奏セント欲セバ法理ニ通曉セザル可ラズ品行方正ナラザル可ラズ故ニ同盟各員ト俱ニ余蘊ナリ奮鍊討議以テ世人ノ龜鑑タル即チ我カ職ノ本分ニ耻ヂザランコトヲ期スルハ所謂宰塩梅其度ニ適シ而テ社会ノ権議ヲ伸暢補翼シ功ヲ奏シ且ツ始メアリ終リヲ完全セシムルヲ熱望スル処ナリ聊カ蕪辭ヲ述ベ祝辞ニ代フ 免許代言人 白根淳六 謹白「明治13年6月29日代言人組合創立総会に於ける祝辞」(「広島日報」明13・7・12)

白根淳六は、代言人渡邊又三郎の長女トヨ(「戸籍謄本」明治元年1月14日生)と結婚したが、トヨが幼く思えたので広島師範学校師範学課に通わせ、明治24年3月30日、トヨは師範学課を卒業(「広島県師範学校一覽」大正7年・110頁)した。然し、白根は、「才子多病」明治23年12月29日夭逝したので(「芸備日日」明治45・4・11)、トヨは、後に渡邊又三郎代言事務所の書生から代言人試験に合格し、代言人・弁護士となった横山金太郎と再婚(「戸籍謄本」明治31年1月27日)し、金太郎の政治活動をよく支えた。

明治12年

- 34 林十之助 「弁護士名簿」28・参照
- 35 橋野嘉三郎 「弁護士名簿」24・参照
- 36 安部改造 「弁護士名簿」17・参照
- 37 山内吉郎兵衛 「弁護士名簿」35・参照
- 38 水野象三 「事務所」広島県備後国三上郡庄原村（「三次区裁判所」明治11・11・30），三上郡庄原村当時三上郡上里村寄留（「三次区裁判所」明治13・1・29），三次郡上里村寄留（「三次治安裁判所」明治16・5・25），大阪市南区鰻谷西1丁51番邸（「大阪控訴院」明治29・5・27）
- 大阪・平民（「官報」明治26・6・2），明治12年6月代言人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年），明治17年1月現在・代言人・広島（「全国代言人姓名録」明治17年），…明治21年頃・大阪南区書記（「大阪始審裁判所」裁判言渡書），明治23年頃・大阪天王寺区裁判所裁判官（「天王寺区裁判所」裁判言渡書）…，明治26年4月引続営業願聴免許状下付（「官報」明治26・4・29），明治26年5月弁護士登録・大阪（「官報」明治26・6・2），明治31年12月24日死亡（「官報」明治32・5・11）

「片々たる評伝」「代言議會祝詞 其五」爰ニ明治十三年六月廿九日広島集産場ニ於テ改正代言人規則ニ倣ヒ本会ヲ開ク蓋シ我カ職務ノ重任タルヤ言ヲ俟ズシテ明カナリ抑々此職務ノ本分ヲ尽スニ欠ク可カラサルモノアリ之レ則忍耐ナリ西哲言ニ曰ク事業ノ正否ハ忍耐力ノ浅深ニアリト誠ナル哉言乎故ニ我カ本分ヲ尽サント欲セハ孜孜々勉勵法ノ在ル処理ノ存スル処ヲ明カニセザル可ラス同盟諸氏ハ山野ノ嶮風浪ノ難ヲ冒シ集會計議以テ権理ヲ主張シ社会ヲ利セントスルノ心事ハ忍耐深遠ノ志操ニ富ミ将来ヲ期シテ共ニ成スルハ炳々赫々タリ予モ亦此盛会ノ席末ニ列スルノ榮ヲ得タリ何ソ祝セザル可ケンヤ聊カ管辭ヲ陳テ祝辭ヲ表ス 免許代言人 水野象三 敬白「明治13年6月29日代言人組合創立總會に於ける祝辞」（「広島日報」明13・7・12）

「文献」錦川漁郎『浪華狀師月旦』（大藤陽次郎・1896年11月・17頁）

明治13年

**39 脇本東助** 「弁護士名簿」25・参照

**40 中野一雄** 「事務所」広島区4丁目760番屋敷（「広島裁判所」明治14・5・事件番号第478号）

広島・平民（「広島裁判所」明治14・5・事件番号第478号），明治13年12月代理人・広島免許（「日本弁護士史」大正3年）。中野は，「全国代言人姓名録」（明治17年），「帝国代言人姓名録」（明治20年）には見えない。

明治14年～明治18年

**41 松山廣居** 「弁護士名簿」04・参照

**42 梅田壯二**（旧姓，太田）「事務所」大阪府第3大区1小区土佐堀裏町6番地寄留（「大阪上等裁判所」明治10・8・22），大阪府第4大区5小区中ノ島5丁目10番地寄留（「大阪上等裁判所」明治10・10・事件番号498号），大阪府第3大区2小区江戸堀北通3丁目26番地寄留（「大阪上等裁判所」明治11・6・13），大阪府西区江戸堀南通2丁目32番地寄留（「大阪上等裁判所」明治12・6・19），広島市大手町4丁目27番邸・松山廣居と共同事務所（「広島控訴裁判所」明治15・3・23），広島区大手町4丁目17番邸寄留・松山廣居と共同事務所（「広島控訴裁判所」明治18・2・12），大阪府東区伏見町2丁目18番地寄留（「大阪控訴裁判所」明治19・3・4），北区堂島北町30番地寄留（「神戸始審裁判所」答書・明治19・12・25），北区堂島中1丁目340番屋敷ノ2（「名簿」明治32年～36年）

安政5年12月生，京都加佐郡舞鶴・士族（以上，「近畿弁護士評伝」明治33年）→大阪・士族（「官報」明治26・6・2），明治10年6月代言免許・大阪（「大阪弁護士史稿」昭和12年・1103頁），明治15年3月代言人・広島松山廣居と共同事務所（「中国法律新報」明治42・7・25，明治42・8・25），梅田壯二は「全国代言人姓名録」（明治17年4月出版）には大阪始審裁判所所属代言人として記載されているが，明治17年10月現在の大阪組合代言人住所氏名簿には記載されていない（「大阪弁護士稿」昭和12年・1109～1114頁），明治19年12月代言人・大阪（「近畿弁護士評伝」明治33年），明治26年5月弁護士登録・大阪弁護士会副会長（「官報」

明治26・6・2,「大阪弁護士会史稿」昭和12年・535頁), 明治36年9月11日登録取消・死亡(「官報」明治36・9・17)

「片々たる評伝」梅田壯二は, 明治15年3月, 松山廣居と広島市大手町4丁目27番邸に共同事務所を設けた(「中国法律新報」明治42・7・25, 明治42・8・25)。

始めて重罪裁判所に於て刑事被告人に弁護人を附するとの規制を設けらるゝや, 君は広島重罪裁判所に於て有名なる旧広島藩士数名の持凶器強窃盜被告事件の弁護人に指定せらる。是れ広島に於て官選弁護人を命ぜられしの嚆矢とす。其他捕鯨, 山林, 相続等の事件並に米子旧藩主荒尾家の諸事件を担当して孰れも勝訴を得, 特に同県下能美島村長某の刑事被告事件の弁護人となり無罪の判決ありし時の如きは, 村長某は君の勞に酬ゆる為め, 広島芸妓の総揚げをなして, 空前の盛宴を催したる事ありしと, 当時君が得意以て想見すべし(「近畿弁護士評伝」明治33年)。

「文献」米倉萩露『当世人物管見』(三都文学会蔵版・1893年8月・86頁), 『近畿弁護士評伝』(潜龍館・1900年12月・211頁)

**43 高木尉太郎** 「弁護士名簿」37・参照

**44 高田似壠** 「弁護士名簿」50・参照

**45 澤村良太郎** 「事務所」高知県土佐国土佐郡8軒町8番地(「高知裁判所」明治14・7・28), 土佐郡高知中島町30番地(「大阪上等裁判所」明治14・12・20), 大阪府北区常安町4番地寄留(「大阪控訴裁判所」明治16・2・20), 広島区天神町878番邸天城トク方寄留(「芸備日報」明治16・10・23), 広島区竹屋町671番邸・高田似壠と同事務所(「芸備日報」明治16・12・14), 徳島県名東郡中通町1丁目21番地志摩源平方寄留(「徳島始審裁判所」明治17・5・29), 高知県土佐郡中島町30番地当今広島県御調郡尾道久保町203番邸寄留(「尾道治安裁判所」明治18・2・28), 高知県土佐郡8軒町8番地当時広島県御調郡尾道久保町269番屋敷寄留(「広島治安裁判所尾道支庁」明治20・11・1), 御調郡尾道久保町265番屋敷寄留(「広島治安裁判所尾道支庁」明治21・2・23), 御調郡尾道町字久保(「広島治安裁判所尾道支庁」明治23・6・7)



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

高知・平民, 明治16年1月代言人・大阪免許 (以上, 「帝国代言人姓名録」明治20年), 昭和16年10月代言人・広島 (「芸備日報」明治16・10・23), 明治20年4月現在・代言人・尾道 (「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治23年7月17日死亡 (「官報」明治23・7・31)

「片々たる評伝」「広告」生儀予て大坂代言組合員たりしに, 這回当地有志者の需に応し当地に移住し, 左の業務に従事す 一詞訟の鑑定 一始審及び控訴の代言 一刑事の弁護 思ふに刑事の如きは弁論の巧拙に依て刑に軽重あり故に生は被告事件の如何に拘らず囑託に応ず。広島区天神町八百七十八番邸天城トク方寄留高知県平民 代言人 澤村良太郎 (「芸備日報」明治16・10・23)

明治22年3月尾道代言人組合諸氏の発起になる尾道法律学校が開校した (「芸備日日」明治22・3・16, 明治22・4・12)。「私立尾道法律学校設立趣意書」によると, 創立員は難波泰慈・和田詫美・安部改造・橋野嘉三郎・脇本東助・谷口清太・澤村良太郎・栗原茂之である。しかし, 毎年発行される「広島県統計表」(明治20年~明治28年)中の「公私立各種学校教員生徒」欄に, 広島法律学校は校名・学科・教員数・生徒数・卒業生数が記録されているが, 尾道法律学校の校名等が記録されたことはない。設立・開校はしたが, 記録するいとまもなく, 短期間に終わったのであろう。

「文献」『私立尾道法律学校設立趣意書 (「私立尾道法律学校規則」を含む)』(明治22年3月, 法政大学ボアソナード現代研究所蔵, 明治大学史資料センターを通じて画像入手)

**46 富田信英** (「富田」とされている判決が多い)「事務所」東京府第1大区7小区南榎町1番地寄留 (「東京上等裁判所」明治9・4・8), 東京府第4大区1小区神田錦町1丁目1番地寄留 (「東京控訴院」明治10・7・23), 東京府第1大区7小区南榎町1番地 (「東京上等裁判所」明治11・4・8), 京橋区南榎町1番地寄留 (「東京上等裁判所」明治11・12・事件番号291号, 「代言住所人名録」明治14年12月), 広島区塩屋町451番邸詞訟鑑定事務所 (「芸備日報」明治16・10・17), 広島区中島本町5番邸 (「芸備日報」明治16・11・27), 東京府京橋区南町榎町1番地寄留 (「広島

控訴裁判所」明治17・2・25), 京橋区築地2丁目19番地(「松江始審裁判所浜田支庁」明治18・7・27), 京橋区南町榎町1番地(「東京控訴院」明治21・6・13), 日本橋区茅場町4番地(「東都狀師月旦」第3巻・明治26年), 富山市総曲輪町出張(「名簿」明治32年), 富山市総曲輪町382番地(「名簿」明治35年~明治43年)  
石川・士族(「東京上等裁判所」明治11・8・14)→東京・士族(「松江始審裁判所浜田支庁」明治18・7・27), 明治11年1月代言人・東京免許(「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治16年10月代言人・広島事務所(「芸備日報」明治16・10・7), 明治26年5月弁護士登録・東京(「官報」明治26・5・27), 明治34年11月登録換・富山(「官報」明治34・11・29), 明治45年5月10日登録取消・死亡(「官報」明治45・5・17)

「片々たる評伝」「広告」今般東京組合代言師富田信英氏ト相計リ同氏担任出広の余暇ヲ以テ十五日ヨリ左ノ事務所ニ於イテ執ル所ノ業務 第一民刑兩事ノ詞訟鑑定・第二紛議ノ仲裁或ハ弁護ノコト・第三契約又ハ訴状及答書等ノ文案 詞訟鑑定事務所・広島区塩屋町四百五拾壹番邸 同所主任富田信英 明治十六年十月十二日 發起者 廣重昇・中井市太郎(「芸備日報」明治16・10・17)

「移転広告」広島区内塩屋町四百五拾壹番邸詞訟鑑定事務所今般都合ニ依リ左ノ処ニ移転是迄ノ通訴訟事務取扱候間御依頼ノ方ハ同所へ御出被下度候事 広島区中島本町五番邸 東京組合代言人 富田信英事務所 明治十六年十一月(「芸備日報」大正16・11・27)

「文献」久保田高三『東都狀師月旦』第3巻(日陽堂・1893年5月・23頁)

**47 谷口清太** 「事務所」東京府日本橋区蠣壳町1丁目3番地寄留(「東京上等裁判所」明治14・1・7, 「代言住所人名録」明治14年), 広島県安芸国広島区下中町寄留(「広島治安裁判所」明治16・5・11), 「出張所」広島区新川場町17番地(「芸備日報」明治16・11・9), 広島区播磨屋町寄留(「広島始審裁判所」明治17・2・29), 広島区新川場町寄留(「広島始審裁判所」明治17・4・25), 東京府日本橋区坂本町30番地寄留・島根県石見国鹿足郡津和野森村63番屋敷(「尾道始審裁判所尾道支庁」明治18・4・30), 東京府京橋区桶町10番地寄留(「広島控訴院」明治20・2・

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（1）

12), 広島県備後国深津郡福山東町寄留（「尾道治安裁判所」明治20・12・28）、深津郡福山町大字東町124番地当時島根県石見国那賀郡浜田町大字新町滞在（「浜田治安裁判所」明治22・11・19, 「浜田区裁判所」明治23・12・16）

島根・士族（「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治13年5月代言人・島根免許（「日本弁護士史」大正3年）、明治14年12月現在・代言人・東京（「代言住所姓名録」明治14年）、昭和16年11月代言人・広島出張所（「芸備日報」明治16・11・9）、明治17年1月現在・代言人・東京（「全国代言人姓名録」明治17年）、明治20年4月現在・代言人・尾道（「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治23年12月17日除名代言人規則違反（「官報」明治24・1・8）

「片々たる評伝」明治22年3月尾道代言人組合諸氏の発起になる尾道法律学校が開校した（「芸備日日」明治22・3・16, 明治22・4・12）。「私立尾道法律学校設立趣意書」によると、創立員は難波泰慈・和田詫美・安部改造・橋野嘉三郎・脇本東助・谷口清太・澤村良太郎・栗原茂之である。しかし、毎年発行される「広島県統計表」（明治20年～明治28年）中の「公私立各種学校教員生徒」欄に、広島法律学校は校名・学科・教員数・生徒数・卒業生数が記録されているが、尾道法律学校の校名等が記録されたことはない。設立・開校はしたが、記録するいとまもなく、短期間に終わったのであろう。

「無罪を言渡さる」尾道組合代言人谷口清太氏の殴打創傷事件は、本年一月三十一日福山町料理店藤井みね方にて新年宴会の節、同席の清水某を殴打したりと云ふ疑獄にして、尾道軽罪裁判所に於て、刑法第三百五十一条に依り重禁錮ニヶ月に処せられたるも、氏は此の言渡に服せずして、更に控訴（注、弁護人天野確郎）したるに、一昨日当控訴院に於て原判決を取消し、更に無罪を言渡されたり（「芸備日日」明治22・7・14, 明治22・8・3）。「文献」『私立尾道法律学校設立趣意書（「私立尾道法律学校規則」を含む）』（明治22年3月、法政大学ポアソナード現代研究所所蔵、明治大学史資料センターを通じて画像入手）

明治19年～明治20年

**49 大山剛** 「事務所」東京府神田区三河町2丁目（「東京代言人組合一覧」明治18年6月）、広島区新川場町42番邸寄留（「広島始審裁判所」明治19・3・31）

岡山・平民（「広島始審裁判所」明治19・3・31）、明治18年1月代言人・東京免許（「日本弁護士史」大正3年）、明治19年1月代言人・広島（「芸備日報」明治19・1・30）、明治19年2月広島法学校設立猿楽町・間もなく消滅（「芸備日報」明治19・2・10、明治20・3・2）

「片々たる評伝」大山剛は、「東京法律学校」を卒業したという（「芸備日日」明治19・1・30）。大山剛は、「東京代言人組合一覧」（明治18年6月）に前頭下から東5枚目に掲載されている（「日本法曹界人物事典」第6巻・護士篇・平成8年・折込）。大山剛の名前は、明治19年5月「広島組合代言人現員」（「芸備日報」明治19・5・12）以降出てこない。

「文献」「広島法律学校沿革誌」（「修道法学」第28巻第1号・平成17年・262頁）

**50 瀧本駒太郎** 「事務所」広島区猫屋町第10番邸寄留（「広島始審裁判所」明治19・2・27）、島根県石見郡那賀郡紺屋町45番第3屋敷寄留（「松江始審裁判所浜田支庁」明治19・10・27）、那賀郡浜田町大字浅井（「浜田治安裁判所」明治23・3・31）、松山市大字2番町「電話」松山315（「名簿」大正7年）

文久元年9月10日生（「法曹界人物事典」I）、和歌山・平民（「広島始審裁判所」明治19・2・27）→島根那賀郡浜田町・平民（「帝国代言人姓名録」明治20年）→愛媛・平民（「官報」大正5・12・9）→和歌山・平民（「名簿」大正7年）、明治15年1月代言人・大阪免許（「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治19年5月代言人・広島（「芸備日報」明治19・5・12）、明治19年8月現在・代言人・浜田（「浜田治安裁判所」明治19・8・30）、明治20年4月現在・代言人・浜田（「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治21年12月現在・浜田代言人組合会長（「官報」明治22・3・22）、明治22年6月現在・浜田代言人組合会長（「官報」明治22・10・3）、明治23年6月現在・浜田代言人組合会長（「官報」明治23・8・22）、明治26年5月弁護士登録・松江（「官報」明治26・6・9）、明治27年9月登録取消（「官報」明治27・9・12）、明治27年8月西郷区裁判所判事  
268 (268)

増田：戦前期広島の弁護士名簿（1）

〔官報〕明治27・8・29～30）、明治29年10月岩国区裁判所判事（〔官報〕明治29・10・14）、明治31年6月柳井津区裁判所判事（〔官報〕明治31・6・30）、明治32年3月竹原区裁判所判事（〔官報〕明治32・3・8）、明治33年6月広島区裁判所判事（〔官報〕明治33・6・19）、明治34年7月広島地方裁判所判事（〔官報〕明治34・7・23）、明治35年4月浜田区裁判所判事・予審掛（〔官報〕明治35・4・24）、明治36年1月浜田区裁判所判事・予審掛（〔官報〕明治36・1・4）、明治37年1月浜田区裁判所判事・予審掛（〔官報〕明治37・1・4）、明治38年1月浜田区裁判所判事・予審掛（〔官報〕明治38・1・4）、明治39年1月浜田区裁判所判事・予審掛（〔官報〕明治39・1・4）、明治39年12月宇和島区裁判所判事・予審掛（〔官報〕明治39・12・26）、明治40年1月宇和島区裁判所判事・予審掛（〔官報〕明治40・1・4）、明治41年1月宇和島区裁判所判事・予審掛（〔官報〕明治41・1・4）、明治41年6月松山区裁判所監督判事（〔官報〕明治41・6・6）、明治45年5月兼松山地方裁判所判事（〔官報〕明治45・5・29）、大正2年5月松山地方裁判所部長（〔官報〕大正2・5・30）、大正5年11月退職（〔官報〕大正5・11・16）、大正5年12月弁護士登録・松山（〔官報〕大正5・12・9）、大正11年4月松山弁護士会長（『愛媛弁護士会百年史』平成8年・512頁）、大正11年12月8日退会（『愛媛弁護士会百年史』平成8年・494頁）

〔文献〕「法曹界人物事典」I・581頁

**51 安倍萬太郎** 「弁護士名簿」06・参照

**52 野平穰** 「事務所」東京府神田区美土代町2丁目1番地寄留（〔東京控訴裁判所〕明治15・12・13）、千葉県安房国安房郡新宿町19番地寄留（〔千葉始審裁判所木更津支庁〕明治18・12・28）、広島区鳥屋町6番地逆旅泉屋周助方（〔芸備日報〕明治19・5・29）、広島区猿楽町172番広島名法館（〔芸備日報〕明治19・6・2、明治19・7・24）、大阪府北区常安町29番地寄留（〔大阪控訴院〕明治20・11・11）、北区常安町74番地寄留（〔中之島治安裁判所〕明治21・11・29）、東区伏見町5丁目67番屋敷寄留（〔大阪控訴院〕明治24・4・30）、東区谷町1丁目157番屋敷（〔名簿〕明治32年）、北区曾根崎中1丁目1013番屋敷（〔名簿〕明治33年）、〔電話〕東156（〔名

簿」明治37年)

安政4年11月25日生(「近畿名士偉行伝」第4編・明治27年), 広島高宮郡下町屋村・平民(「帝国代言人姓名録」明治20年), …明治6年安芸郡小河原村至誠館(小学校)教師(「近畿名士偉行伝」明治27年), 明治9年10月広島県師範学校下等課卒業(「広島県師範学校一覽」大正7年・52頁), 明治10年高田郡吉田小学校教員, 明治11年5月神戸税関監吏補, …明治14年扶桑烈士政談演説会を組織するも不認可(以上,「近畿名士偉行伝」明治27年)…, 明治16年7月代言人・東京免許(「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治19年5月代言人・広島広島詞訟鑑定社「広島明法館」代言人(「芸備日報」明治19・6・2), 明治19年7月広島控訴院判決立会検事北川精一に対する刑法第141条官吏侮辱罪重禁錮1月・罰金5円明治20年4月21日・再上告審で上告棄却(「広島法律学校沿革誌」平成17年), 明治20年7月代言人・大阪(「芸備日報」明治20・7・12, 明治20・7・19), 明治26年5月弁護士登録・大阪(「官報」明治26・6・2), 明治27年3月衆議院議員弥生倶楽部(自由党)(「衆議院議員名鑑」平成2年), 明治44年8月21日死亡(「官報」明治44・8・30)

「片々たる評伝」明治19年大阪に移り, 且らく政界の運動を輟めて, 専心法律事務に従ふ, 但当初は四壁懸磬門前雀羅, 居ること期年にして漸く信任を得, 且戦へば必ず勝ち攻れば必ず取る, 其功績の非凡なるに伴ひ, 勢力亦大に加はり, 明治廿六年第六議会の解散さるゝや, 候補の赤幟を広島県第三区に樹て, 競争者金尾陵巖氏を打亡して, 優に代議士に当撰したり, 然れども未だ満腹の経綸を吐くに至らずして, 再び解散の命あり, 是に於て復た法律門に抛て躊躇す, 殊に生来錙銖の利を算するに意なく, 担当事件の如きも曾て報酬の多寡を論ぜず, 乃ち万金を以て之に臨むも勝算なき事件は断固として謝絶するに躊躇せず, 是れ君の特質なり, 而して君の特質, 君の天性は既に已に裁判所部内の知る所たり, 故に一句一言は毎に法官の同情を惹かざる莫し, 其訴訟の百発百中未だ正鵠を誤らざる者, 亦た宜ならず哉, 十数年前君尚ほ東京組合に在るの際, 已に代言人評判記の巻中三十一名家の一に計へらる, 今日地位に至りしは, 豈に敢て偶然

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

ならんや、而も当時、関西訴訟者間に於いて、万口一声の公評あり、曰く野平先生の鑑定は確定判決の如しと、盛なる哉此一句は君の爲めに特筆大書すべき名誉の月桂冠たり、知らず這般の最大名誉を担ひたる弁護士は果して何人ぞ、野平君乃ち是なり。君至誠活発英邁にして誠実義烈、而して其磊々落落たる神心は光風霽月も其清きを失ひ、實に天真の玲瓏掬すべきものあり、一見尊大不遜の容貌あるも、人と交るに城堡を設けず、叮嚀懇篤、而かも貴賤老幼貧富に依て其言行を改めず、行ひに輕剽浮薄の所為無く、事に不信不実の措動なく、真に赤心赤誠言行一致君子の気概あり(「明治弁護士列伝」明治31年)。

「文献」足立重吉『代言人評判記』(秩山堂・1983年9月・59頁)、三田六太郎『大阪組合代言人公評録』(探穴堂・1887年10月・23頁)、小原吉之助・市川萬太郎『新撰衆議院議員列伝』(静法堂・1894年5月・102頁)、木村銀次郎編『近畿名士偉行伝』第4編(光世館・1894年7月・7頁)、大藤陽次郎『浪華状師月旦』第1編(大藤陽次郎・1896年11月・28頁)、東惠仁『明治弁護士列伝』(周弘社・1898年9月・85頁)、越山茂太郎『近畿弁護士評伝』(潜龍館・1900年12月・223頁)、「現今人名辞典」第3版・明治36年・の17頁、「法曹界の奇人野平穰氏逝く」(「中国新聞」明治44・8・24)、「衆議院議員名鑑」平成2年・492頁、増田修「広島法律学校沿革誌」(「修道法学」平成17年・265頁)、「代言人事典」平成28年・243頁

- 53 岡崎仁三郎 「弁護士名簿」11・参照  
54 高野一步 「弁護士名簿」07・参照  
55 天野確郎 「弁護士名簿」02・参照  
56 栗原茂之 「弁護士名簿」29・参照

明治21年～22年

- 57 森田卓爾(旧姓、平田)「弁護士名簿」03・参照  
58 藤本直治郎「事務所」広島市大手町3丁目岡崎仁三郎代言事務所(「芸備日」明治23・1・14)、赤間関市田中町207番地(「名簿」明治32年)、「電話」258(「名簿」明治37年)、下関市田中町「電話」下関258(「名簿」昭和11年)。(注)赤間

関市は、明治35年6月下関市と改名。

慶応3年9月3日生（「下関市史」市制施行以後・昭和33年）、大阪・平民（「官報」明治26・6・9）、明治22年12月代言人試験及第（「官報」明治22・12・28）、明治23年1月代言人・広島免許岡崎仁三郎代言事務所執務（「日本弁護士史」大正3年、「芸備日日」明治23・1・14）、…明治23年7月英吉利法律学校校友推薦（「東京法学院院友会会員名簿」明治29年6月・109頁）…、明治26年5月弁護士登録・山口（「官報」明治26・6・9）、明治37年5月下関市会議員（「下関市史」市制施行以後・昭和33年）、明治40年5月下関市会議長・2回当選（「下関市史」市制施行以後・昭和33年）、大正14年4月山口弁護士会長（「名簿」大正14年）、昭和11年10月31日死亡（「下関市史」市制施行以後・昭和33年）、昭和11年11月16日登録取消・死亡（「官報」昭和11・12・19）

「片々たる評伝」藤本直治郎は、山口県下弁護士会で重きをなし、下関市議会の議場整理については三井忠藏以来の名議長であったし、市政の上では超党派的態度を持していたという（「下関市史」市制施行以後・昭和33年）。  
「文献」『下関市史』市制施行以後（1958年3月・153～156頁）

#### 明治23年

- 59 藤井公道 「弁護士名簿」19・参照
- 60 高橋嘉一郎 「弁護士名簿」12・参照
- 61 富島豊太郎 「弁護士名簿」15・参照
- 62 平本希一郎 「弁護士名簿」05・参照

#### 明治24年

- 63 小川浩行 「弁護士名簿」23・参照

#### 明治25年

- 64 横山金太郎 「弁護士名簿」14・参照
- 65 大西虎造 「弁護士名簿」21・参照



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（1）

- 66 藤井乾助 「弁護士名簿」20・参照  
67 谷音助（旧姓、井上）「弁護士名簿」31・参照

明治26年1月～4月末

- 68 大芝榮廣 「弁護士名簿」18・参照  
69 土屋達太郎 「弁護士名簿」10・参照  
70 高橋榮之助 「弁護士名簿」30・参照

第4 弁護士名簿

(1) 明治編

明治26年5月以降

01 岡謙藏「事務所」広島研屋町（「広島県裁判所」明治10・4・26），広島研屋町南方舎（「広島新聞」明治11・3・8），広島区鉄砲屋町526番屋敷（「大阪上等裁判所」明治14・3・28），広島区中町659番邸（「広島控訴裁判所」明治15・3・22），広島区鉄砲屋町64番邸（「広島始審裁判所」明治19・10・27），広島区新川場町3番邸（「広島始審裁判所」明治20・12・18，明治22・4・19），広島市新川場町63番邸（「名簿」明治32年）

天保6年生（「帝国議会議員候補者列伝」明治23年），広島・平民，明治9年12月代言人・広島免許（以上，「帝国代言人姓名録」明治20年），明治21年2月広島県会議員・3回当選（「広島県議会史」第5巻・昭和39年），明治25年6月広島市議会議員・2回当選（「新修広島市史」第7巻・昭和35年），明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9），明治29年1月広島市議会議長（「新修広島市史」第7巻・昭和35年），明治29年3月名誉職市参事会員・3回当選（「新修広島市史」第7巻・昭和35年），明治37年4月16日登録取消・死亡（「官報」明治37・4・23）

「片々たる評伝」邦内千有余ノ代言人中チヨ鬻ヲ頂クモノハ，岡謙藏君ヲ措テ他ニ之レアラザルベシ，君曰ク史ヲ案ズルニ男女髪ヲ結バシムト云ヘルコトアルモ，曾テ髪ヲ散セシムト云ヘルコトアラズ，曩日政府ハ散髪

ノ論告ヲ發スルモ、是レ唯一ノ論告ニ止マリテ、法律ノ如ク権制的ノ力アルモノニアラザレバ、之ニ従フト否トハ各自ノ自由ナリ、余ハ歴史上ノ思考ヨリシテ、結髪ノ利ナルヲ信ズ、故ニ今更メテ散髪スルヲ欲セズト、而シテ君常ニ「フロックコート」ヲ着ス、人其故ヲ問ヘバ、君之レニ答テ曰ク、「フロックコート」ハ素ト日本ノ礼服ナリ、故ニ吾之レヲ服スルナリ、況ンヤ政府令ヲ發シ「フロックコート」ヲ以テ礼服ト定メタルニ於テオヤト、余輩今敢テ君ノ言行ニ関シテ是非ノ批評ヲ下スヲ要セズ、而シテ尚ホ之ヲ記スルハ他ナシ、君ノ性質ヲ示スノ一端ト為サンカ為メノミ、豈ニ他意アラシヤ、君夙ニ志ヲ公共ノ事ニ注ギ、先年虎烈刺病ノ猖獗ヲ極メシ時ノ如キハ、身ヲ抛テ其撲滅ニ奔走シ、時ノ令伊ヨリ賞杯ヲ下給セラレタリ、現今日本赤十字社広島支部常議員、大日本私立衛生会広島支部議員、神道広島分局顧問、大日本風俗改良会員、広島用水会社發起人、広島県議會支部常置委員タリ（「帝国議會議員候補者列伝」明治27年）。

「文献」岡謙藏編『赤穂義士事蹟』（九春堂・1887年5月）、高橋忠治郎編『帝国議會議員候補者列伝』（庚寅社・1890年4月・278頁）、「新修広島市史」第7巻・昭和35年・552頁

**02 天野確郎**（明治42～43年頃改名、確郎→禊郷）「事務所」島根県出雲国意宇郡魚町（「広島控訴裁判所」明治17・7・4）、広島区小町8番邸寄留（「広島控訴裁判所」明治19・3・31）、広島市小町4番邸寄留（「広島始審裁判所」明治22・4・22）、広島市小町65番邸（「芸備日日」明治24・12・22）、東京市芝区明船町19番地（「名簿」明治32年）、麴町区富士見町4丁目7番地（「名簿」明治35年）、小石川区久堅町74番地青山方（「名簿」明治43年）、大阪市北区曾根崎上3丁目161番地（「名簿」大正元年）、「電話」東2842（「名簿」大正2年）、「電話」東2829（「名簿」大正3年）、「電話」北829（「名簿」大正5年）、「電話」北1875（「名簿」大正7年）、北区梅ヶ枝町27（「名簿」大正13年）、天王寺区石ヶ辻町81「電話」南1975（「名簿」昭和5年～昭和7年）

万延元年3月22日生（「現今人名辞典」第3版・明治36年）、島根松江・平民、明治16年7月代言人・松江免許（以上、「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治274（274）

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

19年5月現在・代言人・広島〔芸備日報〕明治19・5・12), 明治22年1月政治結社済民社結成・幹事〔芸備日日〕明治22・1・29), 明治23年4月広島代言人組合副会長〔芸備日日〕明治23・4・29), 明治24年4月広島代言人組合副会長〔芸備日日〕明治24・4・28), 明治25年4月広島代言人組合副会長〔芸備日日〕明治25・4・20), 明治25年6月広島市議会議員〔概説広島市議会史〕昭和51年), 明治26年5月弁護士登録・広島〔官報〕明治26・6・9), 明治27年5月広島弁護士会長〔芸備日日〕明治27・5・29), 明治28年8月広島市参事会員〔新修広島市史〕第7巻・昭和35年), 明治29年12月広島控訴院懲戒裁判・免訴〔広島弁護士会沿革誌〕明治編続・平成21年), 明治30年8月登録取消〔官報〕明治30・8・31), 明治30年8月台北県頂雙溪弁務署長〔官報〕明治30・10・1), 明治31年6月非職〔官報〕明治31・6・21), 明治32年2月依願免本官〔官報〕明治32・2・21), 明治32年5月弁護士登録・東京〔官報〕明治32・5・24), …明治32年から越後石油鉦区購求・大東石油(株)創立に尽力〔現今人名辞典〕第3版・明治36年) …, 明治37年7月登録取消〔官報〕明治37・7・6), …明治42年6月弁護士登録・東京〔官報〕明治42・6・8), 明治45年6月登録換・大阪〔官報〕明治45・6・12), 昭和8年6月27日登録取消・死亡〔官報〕昭和8・7・25)

「片々たる評伝」君は雲州松江の人、家世々医を業とし、父文庵氏斯業を以て名あり。君幼より医業を厭ひ、治国安民を以て任とし、明治十二年東京に遊学し、翌年司法省学校生となり、明治十六年代言人となり爾來広島に其業務を開始し、屢々代言人副会長弁護士会長等に推され、又市議員市参事会員等に就任す、曾て同志者と広島法律学校を組織し学生の誘掖に力む、業成る者多し。明治二十年済民社と称する政社を組織し、自由主義を鼓吹す、是れ広島県下に於ける自由党の淵源なり、爾後大同団結に加盟し、非条約改正に奔走し、更に自由党に加盟し、広島県自由党の牛耳を執り、屢々代議士の候補に推されしも辞して応ぜず。又広島新聞(自由党機関)を起し倒れて又起す、前後三回君之が為めに資産を蕩尽す。明治卅年八月台北県弁務署長となり従七位に叙せらる。翌年憲政内閣の創立に際し、

官を辞して上京し、中国倶楽部の幹事及び委員として常務に奔走し、又中国の燈と称する雑誌を発刊して党勢の拡張に力め、再弁護士となり東京に事務所を設置す。卅三年感ずる所あり憲政黨を去って、国民同盟会に加入す、又卅二年より越後に於て石油事業を起さんことを企て、許多の石油鉞区を購求し、現今大東石油株式会社の創立に尽力しつゝあり（「日本現今人名辞典」明治36年）。

「文献」「現今人名辞典」第3版・明治36年・あ27頁、「末廣重恭演説・天野確郎筆記」（『国民急務大同団結之理由』、串本康三発行・1889年5月）、「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・283頁

**03 森田卓爾**（旧姓、平田）「事務所」東京府日本橋区西河岸町17番地寄留（「東京控訴院」明治21・1・31）、広島区研屋町12番屋敷（「芸備日報」明治21・9・1）、広島区水主町14番次2番邸（「芸備日報」明治22・1・8）、広島市小町76番邸（「広島治安裁判所」明治23・9・27）、広島市下中町66番次新1番邸（師範学校向ヒ側）（「芸備日日」明治24・8・9）、広島市字三川町77番邸（「芸備日日」明治25・4・21）、広島市小町65番邸（「名簿」明治32年～大正15年）、「電話」555（「名簿」明治37年）

慶応2年2月21日生（「人事興信録」第3版）、広島高田郡根野村・平民（「官報」明治20・9・30）、明治18年7月東京専門学校卒業（「人事興信録」第3版）、明治20年9月代言人試験及第（「官報」明治20・9・30）、明治20年11月代言人・東京免許（「日本弁護士史」大正3年）、明治21年8月代言人・広島（「芸備日日」明治21・9・1）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、明治28年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治28・4・24）、明治29年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」「中国新聞」明治29・4・28）、明治30年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治30・4・27）、明治31年4月広島弁護士会会長（「芸備日日」明治31・4・26）、明治32年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」明治32・4・25）、明治33年4月広島弁護士会会長（「中国新聞」明治33・4・28）、明治34年4月広島弁護士会会長（「芸備日日」明治34・4・30）、明治35年1月広島控訴院懲戒裁判判決過失による双方代理譴責田上諸藏・高田

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

似壠共同被告 (「官報」明治35・1・8), 明治35年8月衆議院議員憲政本党・3  
回当選 (「衆議院議員名鑑」平成2年), 明治41年1月広島弁護士会長 (「中国新  
聞」明治40・12・22), 明治43年1月広島弁護士会長 (中国法律新報) 明治43・  
1・1), 明治43年10月広島市参事会員 (「新修広島市史」第7巻・昭和35年),  
大正2年9月広島弁護士会長 (「芸備日日」大正2・9・22), 大正9年12月広  
島弁護士会長高田似壠辞任の補欠選挙 (「芸備日日」大正9・12・8), 大正11年  
4月広島弁護士会長 (「芸備日日」大正11・4・1), 大正15年4月広島弁護士  
会長 (「芸備日日」大正15・4・20), 昭和3年4月13日死亡 (「芸備日日」昭和  
3・4・15), 昭和7年5月18日登録取消・死亡 (「官報」昭和7・6・14)

「片々たる評伝」「老廷丁の眼に映った広島 of 弁護士 (1) 代言人の昔か  
ら一流の名を保つ森田卓爾君」今でこそ弁護士, 語呂のいゝやうにあらた  
まったが, 其の昔吾々がまだ廷丁になりたてには, 代言人と, 聞いたゞけ  
でもドキッとなるやうな名称であった, 森田卓爾君は, この代言人時代か  
ら古顔である。今でも第一線に立つ弁護士としての一人にちがひはないが,  
こゝ十数年前の森田君と云ったら, それこそ広島法曹界の一人者で流行る  
は流行るは, 鳥の鳴かぬ日とはあるが, 彼が法廷に顔を見せない日とて  
はない, といふ位素晴らしいものであった。人一倍よく饒舌り, よく言は  
ねばならぬ重宝な「口」を有つてゐた彼は, 選ばれて衆議院議員となり,  
これが為三回 (八ヶ年) を国民の代表となりすました。法廷に於ける彼は,  
民刑何れを問はず, どこまでも真面目で熱心であるか, 随つて結果も必ず  
酬いられることゝなる。お陰で, よく勝ちよく流行つたものだ。しかし,  
流石の彼ももう老た, 玲瓏の声にはさびを生じ, 眼には老眼鏡が蔽はれて,  
文字通りの老練家, 句切に軽い咳をしながら滔々と説いて, 被告人や傍聴  
人をホロリとさせる処など, 実に堂に入ったもの。着物とか洋服などなら,  
いつの昔すたつてゐるか判らないが, 流石は弁護士だけに, そんなにはや  
りすたりはない。宮本武蔵が両刀つかひであったやうに, 民刑ござれの彼  
は, 今に一流として相当の成績をあげてゐる。弁護士としては, すでに骨  
董ものの数に入つて居るやうであるが, 夫でもコノ彼れは骨董ものとして

さびもあれば、また一つの光りもチャンと備はって居るから、まだまだ雨後の筍式にあらはれる、今日此頃の弁護士を眼下に見下して笑って居る、——彼はまた、広島市に於ける劇通の一人で、島村抱月の後を追うた松井須磨子等とも親交があったとかで、何処となくカドがとれて居る。時々、公演とか何とか云っては騒いでゐる。広島十一人座とやらの若い者等の相談相手になって、色々世話をしたりするだけあって、気だけはなかなか若いところがある（「芸備日日」大正13・3・30）。

「森田卓爾氏逝去」広島市小町弁護士森田卓爾氏は予て病床にあり、令息文明氏が東京にあるので、この程上京し療養中であつたが十三日夜逝去した、享年六十三で、氏は高田郡根野村出身、早稲田大学の前身である東京専門学校を明治十八年卒業し、法曹界に身を投じ在野法曹の権威として知られ、広島地方裁判所弁護士会長に推されること十数回、又政界にあつて代議士たること三回、政治家としても知られており、趣味として韵村と号して詩を好くした、遺族は夫人は故高木龍藏氏の長女キクとの間に長男文明（報国火災社員）、次男文雄（商大出の秀才で米国大使館附書記官から目下外務省勤務）、三男文三（東京帝大法在学）、四男文吾（本年広島高校卒業）あり、葬儀は十五日午後四時東京で執行す（「芸備日日」昭和3・4・15）。

「文献」『新選代議士列伝』（金港堂書籍・1902年12月・246頁）、「人事興信録」初版・明治36年・1125頁、『新選衆議院議員列伝』（現今人名辞典発行所・1903年5月・355頁）、「現今人名辞典」第3版・明治36年・も10頁、「人事興信録」第3版・明治44年・も35頁、「広島商工興信録」大正3年・178頁、「陪審制度民法改修の研究（7）僕は時機尚早論・情実裁判の弊を生まん 森田卓爾氏談」（「芸備日日」大正8・12・10）、「広島市百二十傑伝」大正10年・102頁、「老廷丁の眼に映った広島の弁護士（1）代言人の昔から一流の名を保つ森田卓爾君」（「芸備日日」大正13・3・30）、高田守天「韵村兄を挽す」（「芸備日日」昭和3・4・15）、「先進（物故）会員を偲ぶ」（「広島弁護士会史」昭和61年・498頁）、「衆議院議員名鑑」平成2年・656頁、「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年・274頁・292頁

**04 松山廣居**「事務所」滋賀県近江国第15大区日野大窪町（「大阪上等裁判所」明278（278）

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（1）

治9・9・12), 大阪府第3大区2小区江戸堀北通5丁目27番地寄留(「大阪上等裁判所」明治9・9・27), 大阪府北区常安町25番地寄留(「大阪上等裁判所」明治14・9・30), 広島区大手町4丁目17番邸寄留(「広島控訴裁判所」明治18・3・27), 広島区天神町13番邸寄留(「広島控訴裁判所」明治18・12・14), 広島市大手町4丁目(「広島控訴院」明治27・6・18), 広島市大手町4丁目30番邸(「名簿」明治32年), 広島市大手町4丁目15番邸(「名簿」明治35年), 広島市中下町17番地ノ4(「名簿」明治41年), 「公証人役場」東京市神田区北乗物町12番地(「中国法律新報」明治42・7・25)。(注) 松山廣居は, 「全国代言人姓名録」(明治17年4月・40頁)では大阪組合代言人であるが, 「大阪弁護士史稿」(昭和12年・1109頁～1114頁)では明治17年10月現在の大阪組合代言人には登録されていない。

嘉永元年6月10日生(「戸籍謄本」), 滋賀蒲生郡日野町・平民(「戸籍謄本」, 「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治9年7月代言人・大阪免許(「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治15年3月代言人・広島梅田壯二と共同事務所(「中国法律新報」明治42・7・25), 明治20年4月広島代言人組合副会長(「芸備日報」明治20・4・19), 明治22年4月広島代言人組合副会長(「芸備日日」明治22・4・23), 明治23年4月広島代言人組合会長(「芸備日日」明治23・4・29, 「官報」明治23・8・22), 明治24年4月広島代言人組合会長(「芸備日日」明治24・4・28), 明治25年4月広島代言人組合会長(「芸備日日」明治25・4・20), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治26年5月広島弁護士会長(「芸備日日」明治26・5・2), 明治36年1月広島弁護士会長(「呉新報」明治35・12・24), 明治39年1月広島弁護士会長(「芸備日日」明治39・1・3), 明治42年7月登録取消(「官報」明治42・7・8), 明治42年7月公証人・東京(「官報」明治42・7・8), 明治42年9月10日死亡(「芸備日日」明治42・9・19, 「官報」明治42・11・6, 「公証制度沿革史」昭和43年)

「片々たる評伝」広島代言人組合は, 明治20年3月, 松山廣居・山中正雄・岡崎仁三郎が創立委員となって, 3年制の広島法律学校を設立した。初代校長は, 組合会長原田東三郎であったが, 松山は明治23年校長となり, 明治29年8月校長の時に廃校するまでの間, 同校運営に尽くした。

そして、松山は、広島控訴院判事からは、「書類が能く整頓して居るから審理が捗取る」、「青年弁護士（大芝榮廣）が師事して事務を習得するに最も適当だ」と、評価されていた（「松山氏送別会」）。

松山は、長女が早世したので、生まれて間もない英子（川上元四郎2女）を養女として育て、明治42年5月、渡邊又三郎の3男・省三と養子縁組し、省三は英子と結婚した。省三は東京美術学校を卒業し、パリ留学をしたかったが、廣居が小豆相場に失敗したためパリ留学は断念し、銀座並木通でカフェ・プラントンを経営した。省三の長男太郎は、前進座の女名形河原崎国太郎（5代目、平成2年10月11日死亡）である。

「文献」 「松山氏送別会」（「中国法律新報」第31号、明治42・7・25）、 「美術家 松山省三君」（「芸備日日」大正10・12・30）、 増田修「広島法律学校沿革誌」（「修道法学」第28巻第1号・平成17年・267頁）、 増田修「広島代言人組合沿革誌」（「修道法学」第28巻第2号・平成18年・760頁）

**05 平本希一郎**「事務所」静岡県第4大区5小区駿河国安倍郡静岡呉服町3丁目松浦新五郎方寄留（「東京上等裁判所」明治11・6・27）、静岡礼ノ辻町鈴木泰藏代言事務所（明治12年1月「静岡県代言人・弁護士人名一覧」平成元年）、有渡郡静岡呉服町3丁目寄留（明治20・7・28「旧北山村役場文書目録」万1-29「判決謄本」・WEB）、静岡市鷹匠町1丁目24番地（「東京控訴院」明治22・11・29）、広島市鉄砲屋町64番屋敷（「芸備日日」明治23・12・3）、広島市下中町53番次1番地（「芸備日日」明治24・12・22）、広島市魚屋町42番邸安倍萬太郎法律事務所（「名簿」明治32年）、広島市三川町甲19番邸（「名簿」明治33年）、広島市三川町80番次1番邸（「芸備日日」明治33・12・13、「名簿」明治35年）、 「電話」433（「名簿」明治42年）、呉市神田町「電話」呉494（「名簿」大正6年）、（注）平本は、「名簿」大正4年・大正5年に掲載されていない、大正7年以降も掲載されていない。

広島・平民、明治12年1月代言人・静岡免許（以上、「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治23年5月代言人・広島（「芸備日日」明治23・12・3）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、明治39年7月広島控訴院懲戒裁判判決紹介人名簿登載者から民事事件受任過料10円明治39年10月控訴棄



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（1）

却（「官報」明治39・11・28, 「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成21年）, 昭和7年5月18日登録取消・死亡（「官報」昭和7・6・14）

「片々たる評伝」平本希一郎は、明治12年1月静岡で代言免許を得て、代言人鈴木泰藏方で代言事務を執った（「静岡県代言人・弁護士人名一覧」平成元年）。その後、自由民権運動（大同団結運動の発生期）に関わり、「静岡県自由民権史料集」（昭和59年）に名前が見える。

平本が、明治23年5月広島に帰ってきたときの広告には、「是迄東京又ハ静岡表ニ於テ代言ニ従事致来候処今般当事務所ニ於テ取扱候事」とある（「芸備日日」明治23・12・3）。そして、間もなく「当地の弁護士平本希一郎氏は、今度岩国に転住して其業務を執ると云ふ」という（「芸備日日」明治27・7・19）。その後、平本は、安倍萬太郎法律事務所を弁護士名簿上の事務所としたが（「名簿」明治32年8月）、明治32年10月には広島市三川町に事務所を移した（「芸備日日」明治32・10・4）。しかし、明治42年に設置した電話が、大正元年「名簿」以降は消えている。更に、大正4年・大正5年「名簿」から平本の名前自体が消えている。大正6年「名簿」では既に法律事務所を開いているが、これも大正7年「名簿」から消えている。事実上廃業したのであろう。

「脱会中の老平本君の復会」大正6年の広島弁護士会役員選挙では、官学派と私学派が争ったが、官学派は福山・尾道・三次と会員を狩り集め、「脱会中の老平本クン迄復会さして、結束を堅うする」という作戦をとり、会長に富島暢夫（帝大卒）、副会長に小野才次郎（法政大卒）を当選させた（「中国新聞」大正6・4・2）。

「文献」静岡県民権百年実行委員会編『静岡県自由民権史料集』（三一書房・1984年11月・729頁）、橋本誠一「静岡県代言人・弁護士人名一覧」（『静岡県近代史研究』、第24号・1989年10月・74頁・79頁）、「広島弁護士会沿革誌」明治編続・274頁・308頁

**06 安倍萬太郎**「事務所」東京府神田区淡路町1丁目1番地大岡育造方寄留（「東京始審裁判所」明治16・10・事件番号1590号）、広島区中町37番邸（「芸備日報」明

治19・5・6), 広島区堀川町148番邸寄留(「広島控訴院」明治19・12・28), 広島区堀川町34番邸寄留(「広島控訴院」明治20・5・24), 広島区西魚屋町42番邸(「広島控訴院」明治21・6・5, 「名簿」明治33年)

大分・平民(「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治16年10月司法省法学校速成科入学第3期(「司法省法学校小史」昭和63年), 明治18年8月代言人・東京免許(「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治19年5月代言人・広島詞訟鑑定社(東京審理社広島支社) 代言人(「芸備日報」明治19・5・6), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治26年5月広島弁護士会副会長(「芸備日日」明治26・5・2)・明治27年5月広島弁護士会副会長(「芸備日日」明治27・5・29), 明治28年4月広島弁護士会長(「芸備日日」明治28・4・24), 明治33年9月登録取消(「官報」明治33・9・12), 明治33年8月大分地方裁判所判事(「官報」明治33・8・30~31), 明治33年11月12日死亡(「官報」明治33・11・29)

「片々たる評伝」安倍萬太郎氏の帰郷」久しく当地に在りて弁護士の業務を執り居たる安倍萬太郎氏は、近来兎角身体健康ならず、従て業務意の如く執る能はざるより、今回弁護士の業を廃し、郷里に帰臥することとて帰郷の途につけり(「中国新聞」明治32・9・1)。

「死亡広告」(「芸備日日」明治33・11・14, 「中国新聞」明治33・11・15)

父安倍萬太郎儀病氣ノ処療養不相叶本日午前五時死去致候此段生前辱知諸君へ謹告ス 十一月十一日 大分県宇佐郡豊川村 男 安倍逸郎, 友人 緒方剛二, 親戚一同

「文献」「司法省法学校小史」(「明治法学教育史の研究」手塚豊著作集第9巻・昭和63年・126頁)

**07 高野一步**「事務所」広島区大手町5丁目寄留(「広島始審裁判所」明治16・11・30), 広島区下中町50番邸(「広島治安裁判所」明治17・11・17), 広島区油屋町9番邸寄留(「広島控訴院」明治21・7・31), 広島区鉄砲屋町112番地(「芸備日日」明治22・1・23, 明治26・5・3), 広島市堀川町3番邸(「名簿」明治32年~昭和10年), 「電話」451(「名簿」明治37年), 「電話」2(「名簿」明治39年~昭和10年)

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (1)

万延元年12月5日生(「広島市百二十傑伝」大正10年), 広島広島藩士上田邸内・平民(「帝国代言人姓名録」明治20年, 「広島県紳士録」昭和8年), 明治15年7月明治法律学校卒業(「広島県紳士録」昭和8年), 明治15年7月代言人・東京免許(「帝国代言人姓名録」明治20年), 明治19年5月代言人・広島(「芸備日報」明治19・5・12), 明治25年6月広島市議会議員(「概説広島市議会史」昭和51年), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治27年3月広島県会議員・4回当選(「広島県議会史」第2巻・昭和35年), 明治30年1月広島市議会副議長(「概説広島市議会史」昭和51年), 明治30年4月広島弁護士会会長(「芸備日日」明治30・4・27), 明治32年10月広島県議会副議長(「広島県議会史」第6巻・昭和40年), 明治33年4月広島弁護士会副会長(「中国新聞」明治33・4・28), 明治33年11月広島市参事会員(「新修広島市史」第7巻・昭和35年), 明治36年10月広島県参事会員(「広島県会沿革誌」大正2年), 明治37年1月広島弁護士会副会長(「芸備日日」明治36・12・22), 明治39年1月広島弁護士会副会長(「芸備日日」明治39・1・3), 明治45年4月広島弁護士会会長(「芸備日日」明治45・5・1), 昭和11年1月31日死亡(「芸備日日」昭和11・2・2), 昭和11年2月3日登録取消・死亡(「官報」昭和11・2・15)

「片々たる評伝」「老廷丁の眼に映った広島 of 弁護士 (2) 昔は一流の人今は気楽な高野一步君」骨董屋がつけまどふやうな古代模様入りの、ペラ棒に長い法服を引き擦りながら、時々思ひ出したやうに顔を見せるのが、新天地土地会社の重役兼弁護士の高野一步その人である——。君は、苦学力行の結果、今日の地位を為したもので、立志伝中、指を屈するに足る人物の一人だ。広島法曹界の元老森田卓爾君と共に代言人時代から錚々の名を馳した第一線の弁護士で、県会副議長、市会議員など、例に依って随分「口」を酷使したものだ。

しかし、年を経れば如何せん、いつしか其頭には霜がかゝり、それにまた研ぎがかゝって、過し日の艶聞は何処へやらと、今はたゞ僅に其倂をとゞめるのみである。法廷に於ける彼は、別に取りとめてどうといふ特長は有しないが、光沢を發する頭だけにその組織は至って緻密で、計算事件

すなはち会社銀行関係で妙を得たものだ。刃物三昧の血腥い事件や、また肩の凝るやうな痴情関係事件は、艶聞を安売りにした彼其ものに似ず、不得手とあるから、「ひとは見かけに依らぬもの」といふ語に初めて価値があるわけである。

弁護士といふ堂々たる表看板を掲げて、高壮な邸宅を構へてゐる以上、法服を着て法廷に顔を出さねば……といふであらうが、それが其の苦学力行で地位を固めた君だけにチャンと先を見てあるものを蔵って居るから、ナンは財界が不況だらうが、また世の中が不景気だらうが、腹の裡が気楽である。第一線に立った時代にタンと貯め込んで、それで資本家になって広島の歓楽街新天地を背負ひ込んで、さんざめく弦声鼓揺のうちに日をすごして居れば、成る程四角四面な法廷などで、神代そっくりのまつりごとをやるのはイヤであらうと思はれる（「芸備日日」大正13・4・1）。

「歓楽街新天地の創設者」高野一步は、立ち腐れになっていた広島中央勸商場を中心に一大娯楽場を創設すべく、大正9年3月、大阪方面から株式を募り広島興業土地建物株式会社を設立し（大正10年1月広島土地建物株式会社と変更）、広島市を代表する盛り場「新天地」を建設した。当初の社長は、大阪楽天地の役員で帝国キネマの社長山川吉太郎であったように、新天地は大阪楽天地の流れを汲んでいる。高野は副社長となり、役員14名中11名は広島県人であった。昭和4年山川は代表取締役を退任し、高野が社長となり、新天地は周辺の堀川町・下流川町を含めて広島一の繁華街となった。新天地地区は、戦後復興計画により土地区画整理が行われて解体されたが、盛り場としての影響は周辺の「流川」地区に残っている。広島土地建物株式会社は、昭和25年5月大阪市北区の関西興業株式会社へ合併し解散した（「会社閉鎖登記簿謄本」）。

「文献」 「現今人名辞典」第3版・明治36年・た36頁、「広島市百二十傑伝」大正10年・93頁、「広島県人物評伝」大正12年・320頁、「老廷丁の眼に映った広島 of 弁護士（2）昔は一流の人今は気楽な高野一步君」（「芸備日日」大正13・4・1）、「一日一人 高野一步氏・弁護士、広島土地建物株式会社々長、絵画彫刻をよくす」（「芸備

増田：戦前期広島弁護士名簿（1）

日日」大正15・9・2）、「巨人新人 斯界の元老高野一步さん」（「中国新聞」大正15・2・20～21・23、後に「巨人新人」昭和3年・328頁に収録）、「広島県誌」昭和7年・854頁、「広島県紳士録」昭和8年・70頁、多賀谷麻美・杉本俊多「近代広島における盛り場「新天地」地区の都市形成・変容に関する研究」（『日本建築学会計画系論文集』第620号、2007年10月）

**08 香川齋**「事務所」広島県高田郡佐々井村当時広島猿楽町大内トヨ方寄留（「広島県裁判所」明治10・5・事件番号1249号）、広島区新川場町1177番屋敷（「広島始審裁判所」明治15・5・22）、広島区尾道町49番邸（「広島始審裁判所」明治18・5・30）、広島市字小町122番邸（「広島治安裁判所」明治20・3・31）、広島市大手町7丁目32番邸尾道町下ル広島法律学校隣（「芸備日日」明治26・10・15）、広島市下中町59番邸（「名簿」明治32年）、広島市三川町84番邸益岡儀助方（「名簿」明治33年～35年）

広島・平民、明治10年3月代言人・広島免許（以上、「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、明治36年4月20日登録取消・死亡（「官報」明治36・4・29）

「片々たる評伝」「殴打創傷被告事件」香川齋は、福山堅護より殴打創傷事件で広島軽罪裁判所へ告訴され、明治十九年七月十六日、刑法第三百一条第三項（疾病休業に至らずと雖も身体に創傷を成したる者は十一日以上一月以下の重禁錮に処す）を適用する旨の予審終結決定があった（「芸備日報」明治19・7・18）。同年七月二十四日、殴打創傷被告事件の公判が行われ、判事は齋藤覃次、検察官は緒方敏、弁護人は渡邊又三郎・白根淳六・長屋謙二・原田東三郎・山中正雄・高田似壠の六名で、被告人香川齋、民事原告人福山堅護、証人宍戸護が出頭し訊問を受けた（「芸備日報」明治19・7・20～21、明治19・7・25）。同年七月二十六日、判決は検察官陳述の通り、刑法第三百一条第三項に依り、十一日の重禁錮に処すべき旨言渡され、香川は収監された（「芸備日報」明治19・7・27）。香川は同年七月二十七日控訴し、保釈願を提出した（「芸備日報」明治19・7・28）。同年八月七日、香川は尾道町村上幸助を保証人として、保証金三円で保釈された（「芸備日報」明治19・8・8）。

軽罪控訴公判は、同年十月十九日広島控訴院で開廷され、弁護人渡邊又三郎、同岡崎仁三郎、訟人福山堅護が呼び出された。広島控訴院は、明治十九年十月二十三日、香川に対し、証拠不十分で無罪且放免の言渡をした（「芸備日報」明治19・10・24）。

**09 山中正雄**「事務所」広島区袋町956番屋敷（「代言御届」明治10・3・6）、広島区新川場町1230番屋敷（「大阪上等裁判所」明治12・12・事件番号1146号）、広島区国泰寺村79番邸（「広島控訴裁判所」明治17・8・27）、広島区大手町4丁目79番邸（「広島治安裁判所」明治18・4・30）、広島区大手町4丁目50番邸（「芸備日報」明治18・8・12）、広島市鉄砲屋町32番邸（「広島治安裁判所」明治23・5・1）、「出張所」加茂郡竹原町村上輔一方（「芸備日日」明治24・3・5）、広島市宇鉄砲屋町63番邸（「芸備日日」明治24・3・27）、広島市小町46番邸（「名簿」明治32年～35年）。（注）山中は、明治36年以降は「名簿」に登載されていない。

嘉永元年6月8日生（「広島県紳士名鑑」大正6年）、広島佐伯郡五日市・平民、明治10年3月代言人・広島免許（以上、「帝国代言人姓名録」明治20年）、明治19年4月広島代言人組合副会長（「芸備日報」明治19・5・12）、明治20年12月広島高等女学校設立（「山中高等女学校と広島大学」昭和38年）、明治26年5月弁護士登録・広島（「官報」明治26・6・9）、大正8年11月18日死亡（「芸備先哲伝」大正14年）、大正8年12月17日登録取消・死亡（「官報」大正8・12・23）

「片々たる評伝」山中正雄は、明治20年12月広島で最初（全国で3番目）の高等女学校を設立し校主となった。その継嗣二雄が、大正10年10月財団法人山中高等女学校の認可を得て理事長となった。そして、昭和20年4月同校は国に寄付され、広島女子高等師範学校附属山中高等女学校となった。更に、昭和24年5月広島大学に包括され、名称を広島大学広島女子高等師範学校と改め、昭和27年3月全生徒の卒業をまって廃校された。昭和22年5月学校教育法施行規則が制定されて、すべて高等女学校は昭和26年3月末をもって廃止されることになったからである（『山中高等女学校と広島大学』、広島大学・1963年）。

## 増田：戦前期広島弁護士名簿（1）

山中正雄は、当時の欧化主義に対して、日本主義の教育の確立を目指し、女性の温良・貞淑・犠牲・奉仕の人格と堅忍の精神を養うことを目標に掲げ、「柔而剛」の校訓のもとに女子教育の振興をはかった（『広島大学の五十年』、広島大学出版会・2013年3月）。

「文献」「帝国議会議員候補者列伝」明治23年・358頁、「現今人名辞典」第3版・明治36年・や29頁、「光輝ある祝賀会」「校主校長の功績」（「中国新聞」明治42・12・7）、「山中・松岡両氏祝賀会」（「芸備日日」明治43・1・24）、「広島商工興信録」大正3年・132頁、「新人旧人——浦島太郎 古希の祝をする・山中正雄君」（「中国新聞」大正6・2・16）、「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市127頁、中江誠一『芸備彰徳史』（芸備奨徳普及会・1918年6月・470頁）、『聖代偉績芳鑑』（聖代偉績芳鑑編纂局関西支部・1919年8月・14頁）、南坊稿「一風変わった人 山中正雄翁」（「芸備日日」大正8・11・8）、「山中正雄氏・病氣危篤に陥る」（「芸備日日」大正8・11・16）、「橘の香り 山中正雄翁」（「芸備日日」大正8・11・19）、「山中正雄翁逝く」（「中国新聞」大正9・11・19）、玉井原作『芸備先哲伝』（芸備先哲伝発行所・広島積善館・1925年2月・552頁。後に、『芸備先哲伝』広島県人名事典、歴史図書社・1976年1月に収録）、「広島市百二十傑伝」大正10年・26頁、「広島県先賢伝」昭和18年・46頁、『広島高等女学校と広島大学』（広島大学・1963年）、山中トシ『山中高等女学校の国家寄付について』（山中トシ・1963年5月）、『広島大学の五十年』（広島大学出版会・2013年3月・14頁）

**10 土屋達太郎**「事務所」広島市堀川町34番地山中正雄弁護士出張所（「芸備日日」明治26・4・18）、広島市鉄砲屋町97番邸（「芸備日日」明治26・9・8）、台中市千歳町1ノ9「電話」台中400（「名簿」大正10年～昭和12年）。（注）「名簿」昭和13年以降には見えない。

慶応2年5月15日生（「人事興信録」第5版）、山口玖珂郡岩国町・士族（「現代防長人物史」大正6年、「官報」明治24・7・11）、明治24年7月帝国大学卒業（「官報」明治24・7・11）、明治24年8月内務省庶務局・試補（「官報」明治24・8・28、「戦前期日本官僚制」昭和56年）、明治25年12月依願免内務省試補（「官報」明治25・12・28）、明治26年4月代言人・広島免許（「官報」明治26・4・

13, 「芸備日日」明治26・3・8), 明治26年5月弁護士登録・広島(「官報」明治26・6・9), 明治30年5月登録取消(「官報」明治30・5・26), 明治30年4月台湾総督府淡水郵便電信局長(「官報」明治30・4・29, 明治30・5・25), 明治31年6月非職(「官報」明治31・6・21), …明治32年10月弁護士名簿登録・東京(「官報」明治32・10・27), 明治32年11月登録取消(「官報」明治32・11・30), 明治32年11月台湾総督府法院判官・台北地方法院判官(「官報」明治32・11・9, 明治32・11・24), 明治32年12月兼覆審法院判官(「官報」明治32・12・16), 明治33年1月解兼職(「官報」明治33・1・23), 明治33年2月台中地方法院判官兼台北地方法院判官(「官報」明治33・2・17), 明治34年3月台北地方法院判官(「官報」明治34・4・11), 明治36年3月覆審法院判官兼台北地方法院判官(「官報」明治36・3・17), 明治37年9月台南地方法院判官(「官報」明治37・10・13), 明治38年11月覆審法院判官(「官報」明治38・12・2), 明治40年12月兼臨時法院判官(「官報」明治40・12・23), 明治41年11月台北地方法院檢察官・新竹出張所詰(「官報」明治41・11・12), 明治41年11月兼台北地方法院檢察官(「官報」明治41・11・27), 明治41年12月台北地方法院・台中出張所詰(「官報」明治42・1・4), 明治42年10月台中地方法院檢察官長(「官報」明治42・11・12), 明治45年4月兼臨時法院檢察官(「官報」明治45・4・18), 大正2年12月兼臨時法院檢察官(「官報」大正2・12・24), 大正10年6月依願免本官・台湾総督府法院檢察官(「官報」大正10・6・14), 大正10年8月現在・台中地方法院所屬弁護士(「名簿」大正10年), 大正14年8月現在・台中弁護士会長(「名簿」大正14年)

「片々たる評伝」「土屋達太郎」大正10年6月桂冠して法曹界に入り, 台中州協議会員に就任, 大正11年10月台中市協議会員となり, 大正12年第2期改選に際し台中州協議会員となった。弁護士としての彼は, 多年法院に於て鍛へし老練の弁護士振り已に定評あり, 清澄穩恢の君子, 幸ひに健全なれ(「評論:台湾の官民」大正13年)。

「文献」井関九郎『現代防長人物史』地(發展社・1917年12月・274頁。後に、『近代防長人物誌』地, マツノ書店・1987年2月に収録), 「人事興信録」第5版・大正7  
288 (288)



増田：戦前期広島の弁護士名簿（1）

年・つ16頁，橋本白水『評論：台湾之官民』（台湾案内社・1919年9月・87頁，橋本白水『評論：台湾の官民』（南国出版協会・1924年2月改版・114頁），橋本白水『台湾統治と其功勞者』（南国出版協会・1930年7月・下104頁），「戦前期日本官僚制」昭和56年・425頁